# 半期報告書

(第7期中) 自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日

株式会社三菱東京UFJ銀行

# 半期報告書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した半期報告書の記載内容に係る確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 株式会社三菱東京UFJ銀行

第	7期中	1 半期報告書	
	表紙】		1
1	第一部		
	第1		
		1 【主要な経営指標等の推移】	2
		2 【事業の内容】	5
		3 【関係会社の状況】	
		4 【従業員の状況】	
	第2		7
		1 【業績等の概要】	
		2 【生産、受注及び販売の状況】	
		3 【対処すべき課題】	
		4 【事業等のリスク】	
		5 【経営上の重要な契約等】	
		6 【研究開発活動】	
		7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	
	第3		
		1 【主要な設備の状況】	
		2 【設備の新設、除却等の計画】	
	第4		
		1 【株式等の状況】	
		(1) 【株式の総数等】	
		(2) 【新株予約権等の状況】	
		(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	
		(4) 【ライツプランの内容】	
		(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	55
		(6) 【大株主の状況】	56
		(7) 【議決権の状況】	
		2 【株価の推移】	
	<i>bb</i> =	3 【役員の状況】	
	第5		
		(1) 【中間連結財務諸表】	
		① 【中間連結賃借対照表】	
		③ 【中間連結棋金計算書及の中間連結包括利益計算書】	
		③ 【中间理縮休土賃平等変期計算書】	63
		<ul><li>④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】</li></ul>	114
		2 【中間財務諸表等】	
		(1) 【中間財務諸表】	
		① 【中間質問表】	115
		② 【中間損益計算書】	
		② 【中間須益計算書】 ③ 【中間株主資本等変動計算書】	
		(2) 【その他】	
	第6		
/	第二部		

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出日】 平成23年11月29日

【中間会計期間】 第7期中(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社三菱東京UFJ銀行

【英訳名】 The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.

【代表者の役職氏名】 頭取 永 易 克 典

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03) 3240-1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 辰 巳 文 一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03) 3240-1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 辰巳文一

【縦覧に供する場所】 本店のほかに該当ありません

## 第一部 【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成23年度 中間連結 会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	1, 811, 156	1, 655, 514	1, 714, 655	3, 515, 787	3, 209, 835
連結経常利益	百万円	142, 185	481, 546	536, 570	458, 286	849, 766
連結中間純利益	百万円	122, 722	323, 653	325, 944		
連結当期純利益	百万円	_	_	_	362, 886	719, 795
連結中間包括利益	百万円	_	232, 443	346, 696	_	_
連結包括利益	百万円	_	_	_	_	390, 207
連結純資産額	百万円	8, 011, 306	9, 097, 354	8, 960, 552	9, 300, 572	8, 907, 445
連結総資産額	百万円	162, 792, 534	161, 534, 721	169, 385, 245	165, 095, 177	163, 123, 183
1株当たり純資産額	円	530. 98	579. 63	594. 16	574. 78	579. 24
1株当たり中間純利益金額	円	10. 21	25. 47	25. 65	_	_
1株当たり当期純利益金額	円	_	_	_	30. 16	56. 78
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	10. 21	25. 47	25. 65	_	_
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	_	_	_	30. 16	_
自己資本比率	%	3. 93	4. 68	4. 57	4. 69	4. 63
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	13. 72	15. 77	16. 90	15. 54	15. 82
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	7, 196, 992	7, 390, 475	2, 732, 270	13, 339, 631	7, 875, 448
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△6, 929, 720	△6, 882, 833	△2, 279, 009	△14, 168, 589	△7, 043, 348
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	105, 730	△839, 413	△510, 741	1, 006, 620	△984, 100
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	3, 700, 118	3, 069, 090	3, 117, 382		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	_	_	_	3, 449, 274	3, 171, 595
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	57, 697 [27, 100]	56, 223 [23, 500]	57, 568 [21, 200]	55, 549 [25, 300]	56, 812 [22, 900]

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
  - 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1 「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
  - 3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、平成22年度については潜在株式は存在いたしますが、希薄化効果を有しないため、記載しておりません。
  - 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計-期末新株予約権-期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
  - 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づ き算出しております。当行は国際統一基準を採用しております。
  - 6 平均臨時従業員数は、派遣社員を含め、百人未満を四捨五入して記載しております。
  - 7 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」 (企業会計基準第25号)を適用し、遡及処理をしております。

## (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
経常収益	百万円	1, 486, 004	1, 389, 980	1, 421, 902	2, 916, 427	2, 692, 418
経常利益	百万円		394, 401	416, 514	407, 826	657, 999
中間純利益	百万円	130, 765	282, 320	271, 900	_	_
当期純利益	百万円	_	_	_	342, 667	639, 263
資本金	百万円	1, 196, 295	1, 711, 958	1, 711, 958	1, 711, 958	1, 711, 958
		普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		10, 833, 384	12, 350, 038	12, 350, 038	12, 350, 038	12, 350, 038
		第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式		第一回第二種優先株式
		100, 000	100, 000	100,000	100, 000	100,000
		第一回第四種優先株式	第一回第四種優先株式	第一回第四種優先株式		第一回第四種優先株式
発行済株式総数	千株	79, 700	79, 700	79, 700	79, 700	79, 700
76 17 171 PK 2 CHU 9X	1 7/4	第一回第六種優先株式	第一回第六種優先株式	第一回第六種優先株式		第一回第六種優先株式
		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		I	第一回第七種優先株式		第一回第七種優先株式	
		177, 000	177, 000	177, 000	177, 000	177, 000
   純資産額	百万円	6 011 500	7.054.100	7 510 000	7 550 750	7 909 706
総資産額	百万円	6, 211, 509	7, 354, 130	7, 512, 030	7, 559, 752	7, 393, 796
			150, 882, 968	159, 545, 453	153, 924, 815	153, 453, 411
預金残高	百万円	100, 488, 998	103, 260, 413	103, 847, 500	103, 976, 222	105, 854, 679
貸出金残高	百万円	69, 443, 777	63, 649, 511	64, 386, 916	69, 106, 624	64, 981, 715
有価証券残高	百万円	46, 165, 485	57, 300, 150	61, 839, 746	52, 068, 380	58, 303, 309
1株当たり中間純利益金額	円	10. 95	22. 12	21. 28	_	_
1株当たり当期純利益金額	円	_	_	_	28. 37	50. 29
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	_	_	_	_	_
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	_	_	_	_	_
1 体 目 たり 目 期 杷 小 血 並 領		普通株式 6.57	普通株式 9.98	普通株式 5.89	普通株式 17.13	普通株式 19.96
		第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第六種優先株式	1	第一回第六種優先株式
		30.00	カ 四カー性後儿休八	105.45	60.00	210.90
1 株当たり配当額	円円	第一回第六種優先株式	第一回第六種優先株式	第一回第七種優先株式		第一回第七種優先株式
1 休日たり配日領		105. 45	105. 45	57.50	210.90	115.00
		第一回第七種優先株式	第一回第七種優先株式	]	第一回第七種優先株式	115.00
		57. 50	57. 50		115.00	
   自己資本比率	%	4. 14	4. 87	4.70	4. 91	4.81
単体自己資本比率		4.14	i		ĺ	
(国際統一基準)	%	14. 47	16. 63	17. 85	16. 34	16. 61
従業員数	人	35, 410	35, 060	35, 589	34, 902	34, 797
[外、平均臨時従業員数]		[16, 037]	[14, 108]	[12, 591]	[15, 421]	[13, 705]

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
  - 2 自己資本比率は、(期末純資産の部合計-期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
  - 3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
  - 4 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を採用しております。
  - 5 平均臨時従業員数は、派遣社員を含めて記載しております。

## 2 【事業の内容】

当行グループは、親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの下、当行、子会社135社(うち連結子会社135社)及び関連会社50社(うち持分法適用関連会社49社、持分法非適用関連会社1社)で構成され、銀行業務、その他(金融商品取引業務、リース業務等)の金融サービスに係る事業を行っております。

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載しております。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間における重要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

#### (新規)

当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社は次のとおりであります。

## (国際部門)

名称	資本金 住所 又は 出資金		主要な 事業の内容	議決権 の所有 (又は 被所有)	当行との関係内容				
		山食亚		割合 (%)	役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) BTMU LF Capital LLC	アメリカ合衆国ニューヨーク州	千米ドル 200	リース業	100. 0	4	_	預金取引 関係 金銭貸借	_	
	ニューヨーク市	200					型 関係		

## 4 【従業員の状況】

## (1) 連結会社における従業員数

平成23年9月30日現在

	リテール部門	法人部門	国際部門	市場部門	その他部門	合計
従業員数(人)	15, 336	10, 337	21, 169	1, 054	9, 672	57, 568
	[9, 100]	[2, 800]	[1, 000]	[100]	[8, 300]	[21, 200]

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託3,697人、臨時従業員20,877人を含んでおりません。
  - 2 [ ] 内に当中間連結会計期間における臨時従業員の平均人数を外書きで記載しております。
  - 3 臨時従業員数は、派遣社員を含み、期末人数・平均人数ともに、百人未満を四捨五入して記載しております。
  - 4 臨時従業員数に含まれる派遣社員は、期末人数14,700人、平均人数15,000人であります。(期末人数、平均人数ともに、百人未満を四捨五入して記載しております。)

## (2) 当行の従業員数

平成23年9月30日現在

	リテール部門	法人部門	国際部門	市場部門	その他部門	合計
従業員数(人)	13, 715	8, 945	6, 487	1, 054	5, 388	35, 589
	[8, 194]	[2, 389]	[454]	[52]	[1, 502]	[12, 591]

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託1,962人、臨時従業員12,480人を含んでおりません。
  - 2 [ ] 内に当中間会計期間における臨時従業員の平均人数を外書きで記載しております。
  - 3 臨時従業員数は、派遣社員を含んでおります。派遣社員は、期末人数8,715人、平均人数8,804人であります。
  - 4 従業員数には、執行役員75人(うち、取締役兼務の執行役員13人)を含んでおりません。
  - 5 当行の従業員組合は、三菱東京UFJ銀行従業員組合と称し、組合員数は24,104人であります。 労使間において特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

#### 1 【業績等の概要】

当中間連結会計期間の金融・経済環境ですが、海外では、当初は引き続き景気拡大方向となりました。うち、中国などアジアを中心とした新興国経済は堅調な内需に支えられて以後も底堅い成長を続けましたが、欧米先進国経済は一連の債務・財政問題とそれに伴う金融市場の急変を背景として、夏場以降急速に減速感を強めていきました。一方、東日本大震災の発生直後に大きく落ち込んだわが国経済では、徐々に持ち直しの兆しが散見されるようになり、以降も震災のショックから立ち直ろうとする動きが続きました。ただし、急速に進んだ円高の影響をはじめ、今冬や来夏に向けての電力不安、本格的な震災復興予算の成立の遅れなど、景気下振れにつながり得るリスク要因も残りました。

金融情勢に目を転じますと、政策金利は、米国や英国で低金利政策が維持され、ユーロ圏では4月と7月に小幅な利上げが実施されるに止まりました。また、新興国や資源国でも相次いで利上げが続く状況は徐々に落ち着き始めました。わが国では、日本銀行が、実質ゼロ金利政策を維持しながら、4月に被災地金融機関向け資金供給オペレーションの導入、6月に成長基盤強化支援資金供給における新たな貸付枠の設定、8月には資産買入等基金の10兆円増額といった措置を打ち出しました。こうしたなか、短期市場金利は引き続き低水準で推移し、長期金利も一時的に上昇する場面はありましたが総じて低下圧力の強い展開となりました。円の対ドル相場は、1ドル80円台前半の比較的狭いレンジで推移した後、7月後半から急速に円高方向へ振れました。

こうした経済・金融環境の下、当行は、「品格のある強い銀行」、「グローバルベースでも名誉ある地位を占める銀行」を目指し、お客さまをはじめとする関係者の皆さまのご期待・ご信頼にお応えしていくために、金融円滑化への一層の取組みを始め、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下、「MUFG」といいます。)や、MUFGグループ各社とも協力して、以下のような実績を上げることができました。

リテール部門では、住宅ローンで苦戦しましたが、運用商品販売が堅調だったほか、法人部門でも、貸出残高等で苦戦したものの、ソリューション業務で成果を上げました。また、国際部門でアジアの非日系企業取引や欧米の日系企業取引が堅調だったほか、市場部門でも、マーケットの変動を的確に捉えたALM運営により、高い収益を上げることができました。

このほか、「お客さま本位」のサービスの実現に向けて、「お客さまへのお約束10ヵ条」をお客さまに対する行動基準とし、従業員一人ひとりに「お客さま本位」、「お客さま保護」の考え方を徹底しているほか、コールセンターや、各営業拠点のロビー等に設置した「お客さまの声ハガキ」等で収集したご意見、ご要望に迅速にお応えすることで、お客さま満足度の向上に努めております。

また、CSR(企業の社会的責任)重視の経営を実践すべく、本業である金融の分野では、お客さまに環境面の対応をサポートする商品・サービスをご提供することで、環境配慮型社会の創出に力を尽くしているほか、各種の社会貢献活動にも積極的に取り組んでまいりました。

さらに、経営管理態勢、内部管理態勢及び法令等遵守態勢についても、お客さまから全幅の信頼を寄せて頂けるよう、たゆまぬ充実・強化に努めております。

このような経営環境の下、当中間連結会計期間の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

資産の部につきましては、前年同期比7兆8,505億円増加して、169兆3,852億円となりました。主な内 訳は、貸出金69兆7,030億円、有価証券61兆8,052億円となっております。負債の部につきましては、前年 同期比7兆9,873億円増加して、160兆4,246億円となりました。主な内訳は、預金・譲渡性預金117兆871 億円となっております。

損益につきましては、営業純益は前年同期比118億円増加して6,292億円、経常利益は前年同期比550億円増加して5,365億円、中間純利益は前年同期比22億円増加して3,259億円となりました。

なお、報告セグメントの業績は次のとおりであります。

1 リテール部門

営業純益は前年同期比23億円増加して1,001億円となりました。

2 法人部門

営業純益は前年同期比4億円減少して1,764億円となりました。

3 国際部門

営業純益は前年同期比74億円増加して1,164億円となりました。

4 市場部門

営業純益は前年同期比0億円増加して3,104億円となりました。

5 その他部門

営業純益は前年同期比24億円増加して△744億円となりました。

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動においては、前年同期比4兆6,582億円収入が減少して2兆7,322億円の収入となる一方、投資活動においては、前年同期比4兆6,038億円支出が減少して2兆2,790億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは前年同期比3,286億円支出が減少して5,107億円の支出となりました。

現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前年同期比482億円増加して3兆1,173億円となりました。

国際統一基準による連結自己資本比率は16.90%となりました。

## (1) 国内・海外別収支

国内・海外別収支の内訳は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の資金運用収支・役務取引等収支・特定取引収支・その他業務収支の合計は1兆2,891億円で前年同期比23億円の増益となりました。国内・海外の別では国内が9,887億円で前年同期比155億円の減益、海外が3,435億円で前年同期比163億円の増益となりました。

<b></b>	#801	国内	海外	相殺消去額	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	547, 728	224, 576	△5, 278	767, 026
貝並連用収入	当中間連結会計期間	506, 796	231, 960	△3, 375	735, 380
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	691, 764	325, 828	△56, 874	960, 718
プの真弦座用収益	当中間連結会計期間	617, 934	336, 061	△43, 904	910, 091
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	144, 035	101, 251	△51, 595	193, 691
プラ貝 並 桝 建 貝 川	当中間連結会計期間	111, 138	104, 101	△40, 529	174, 710
<b></b>	前中間連結会計期間	217, 436	70, 642	△40, 405	247, 673
以勿以为寻状又	当中間連結会計期間	214, 146	75, 167	△38, 830	250, 483
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	287, 014	75, 825	△51, 665	311, 174
プラスが扱い 子校皿	当中間連結会計期間	284, 404	79, 517	△49, 577	314, 345
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	69, 577	5, 183	△11, 259	63, 501
プラス物域が可守真用	当中間連結会計期間	70, 258	4, 349	△10, 746	63, 861
特定取引収支	前中間連結会計期間	69, 037	7, 354	33	76, 425
机定规引机叉	当中間連結会計期間	49, 408	11, 979	△838	60, 549
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	69, 037	7, 479	△91	76, 425
プライルの大型	当中間連結会計期間	49, 408	13, 886	△2, 745	60, 549
うち特定取引費用	前中間連結会計期間		124	△124	_
プラが定収分貨用	当中間連結会計期間		1, 906	△1, 906	_
その他業務収支	前中間連結会計期間	170, 053	24, 601	1, 048	195, 703
での世末幼収又	当中間連結会計期間	218, 377	24, 408	△22	242, 763
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	198, 102	43, 502	△16, 141	225, 463
プラビッ川世末4分以無	当中間連結会計期間	301, 376	36, 389	△9, 947	327, 818
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	28, 048	18, 901	△17, 189	29, 760
プラミジ 世末分類用	当中間連結会計期間	82, 999	11, 981	△9, 925	85, 055

<sup>(</sup>注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。) であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

<sup>2</sup> 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

<sup>3 「</sup>相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

## (2) 国内・海外別資金運用/調達の状況

## 国内

国内における資金運用/調達の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は前年同期比1兆9,394億円減少して114兆4,056億円となりました。利回りは0.10%低下して1.07%となり、受取利息合計は6,179億円で前年同期比738億円の減少となりました。資金調達勘定平均残高は前年同期比9,935億円減少して111兆5,814億円となりました。利回りは0.05%低下して0.19%となり、支払利息合計は1,111億円で前年同期比328億円の減少となりました。

<b>毛松</b>	期別	平均残高	利息	利回り
種類	<b>利</b> 加	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	116, 345, 078	691, 764	1. 18
貝並建用例定	当中間連結会計期間	114, 405, 678	617, 934	1. 07
うち貸出金	前中間連結会計期間	56, 031, 002	412, 227	1. 46
プロ貝田団	当中間連結会計期間	52, 741, 439	373, 255	1. 41
うち有価証券	前中間連結会計期間	53, 757, 435	195, 946	0.72
ノり行画配分	当中間連結会計期間	55, 484, 061	192, 034	0. 69
うちコールローン	前中間連結会計期間	87, 837	65	0.14
及び買入手形	当中間連結会計期間	89, 403	78	0. 17
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	16, 708	9	0.11
プロ貝処ル例に	当中間連結会計期間	18, 069	8	0.09
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	1, 851, 151	1, 598	0. 17
支払保証金	当中間連結会計期間	893, 340	1,008	0. 22
うち預け金	前中間連結会計期間	1, 116, 961	1, 538	0. 27
) りほり 亚	当中間連結会計期間	1, 787, 448	3, 567	0.39
資金調達勘定	前中間連結会計期間	112, 575, 062	144, 035	0. 25
貝亚则足例だ	当中間連結会計期間	111, 581, 475	111, 138	0. 19
うち預金	前中間連結会計期間	93, 607, 063	51, 014	0. 10
) りは亚	当中間連結会計期間	93, 865, 608	33, 023	0. 07
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	4, 720, 457	5, 524	0. 23
ノの酸仮圧原並	当中間連結会計期間	3, 787, 798	2, 322	0. 12
うちコールマネー	前中間連結会計期間	1, 249, 566	1, 482	0. 23
及び売渡手形	当中間連結会計期間	1, 062, 315	1, 848	0.34
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	4, 922, 514	5, 797	0. 23
	当中間連結会計期間	4, 891, 288	7, 523	0.30
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	771, 286	807	0. 20
受入担保金	当中間連結会計期間	872, 811	917	0.20
うちコマーシャル・	前中間連結会計期間		_	_
ペーパー	当中間連結会計期間	_	_	_
うち借用金	前中間連結会計期間	4, 544, 565	48, 197	2. 11
ノり旧用金	当中間連結会計期間	6, 336, 688	44, 654	1.40

- (注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、 月末毎の残高等に基づく平均残高を利用しております。
  - 2 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
  - 3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

#### ② 海外

海外における資金運用/調達の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は前年同期比6,066億円増加して28兆9,480億円となりました。利回りは0.02%上昇して2.31%となり、受取利息合計は3,360億円で前年同期比102億円の増加となりました。資金調達勘定平均残高は前年同期比9,983億円増加して25兆8,834億円となりました。利回りは0.00%低下して0.80%となり、支払利息合計は1,041億円で前年同期比28億円の増加となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
7里秋	771.711	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	28, 341, 455	325, 828	2. 29
貝並座用例足	当中間連結会計期間	28, 948, 063	336, 061	2. 31
うち貸出金	前中間連結会計期間	18, 752, 499	252, 349	2. 68
ノり貝山並	当中間連結会計期間	18, 839, 140	253, 891	2. 68
うち有価証券	前中間連結会計期間	3, 229, 515	33, 864	2.09
プラ行画配分	当中間連結会計期間	3, 291, 132	36, 586	2. 21
うちコールローン	前中間連結会計期間	324, 945	2, 222	1. 36
及び買入手形	当中間連結会計期間	257, 921	2, 939	2. 27
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	648, 627	4, 867	1. 49
アの貝先ル例だ	当中間連結会計期間	796, 775	13, 420	3. 35
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間		_	_
支払保証金	当中間連結会計期間		_	_
うち預け金	前中間連結会計期間	4, 312, 930	12, 716	0. 58
プの頂け金	当中間連結会計期間	4, 609, 991	17, 065	0.73
資金調達勘定	前中間連結会計期間	24, 885, 066	101, 251	0.81
貝並帆建砌足	当中間連結会計期間	25, 883, 446	104, 101	0.80
うち預金	前中間連結会計期間	14, 555, 401	40, 470	0. 55
ノり頂亚	当中間連結会計期間	14, 222, 797	40, 790	0. 57
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	5, 005, 525	15, 791	0. 62
ノの酸反圧頂並	当中間連結会計期間	4, 235, 504	13, 304	0. 62
うちコールマネー	前中間連結会計期間	339, 051	951	0. 55
及び売渡手形	当中間連結会計期間	301, 240	1, 635	1.08
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	95, 502	303	0.63
プの元列に	当中間連結会計期間	281, 798	1, 250	0.88
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間		_	_
受入担保金	当中間連結会計期間		_	_
うちコマーシャル・	前中間連結会計期間	151, 813	316	0.41
ペーパー	当中間連結会計期間	128, 514	184	0.28
うち借用金	前中間連結会計期間	1, 396, 885	10, 784	1. 53
ノり旧川玉	当中間連結会計期間	1, 424, 737	11, 430	1.60

- (注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、 月末毎の残高等に基づく平均残高を利用しております。
  - 2 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
  - 3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、 それぞれ控除して表示しております。

## ③ 合計

		平	均残高(百万)	9)		利息(百万円)		
種類	期別	小計	相殺消去額	合計	小計	相殺消去額	合計	利回り(%)
Vira A NET ITT HILL III	前中間連結会計期間	144, 686, 534	△6, 144, 227	138, 542, 307	1, 017, 592	△56, 874	960, 718	1.38
資金運用勘定	当中間連結会計期間	143, 353, 741	△5, 637, 806	137, 715, 935	953, 996	△43, 904	910, 091	1. 31
	前中間連結会計期間	74, 783, 502	△2, 948, 083	71, 835, 418	664, 576	△42, 618	621, 958	1. 72
うち貸出金	当中間連結会計期間	71, 580, 579	△2, 494, 226	69, 086, 352	627, 147	△36, 906	590, 240	1.70
~ ) / . (ma )/.	前中間連結会計期間	56, 986, 951	△1, 738, 039	55, 248, 912	229, 811	△6, 742	223, 068	0.80
うち有価証券	当中間連結会計期間	58, 775, 194	△1, 697, 768	57, 077, 426	228, 620	△3, 765	224, 855	0.78
うちコールローン	前中間連結会計期間	412, 783	△33, 368	379, 415	2, 287	△22	2, 265	1. 19
及び買入手形	当中間連結会計期間	347, 324	△23, 647	323, 677	3, 017	△24	2, 993	1.84
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	665, 335	_	665, 335	4, 877		4, 877	1.46
りり貝児充倒ル	当中間連結会計期間	814, 845	_	814, 845	13, 429		13, 429	3. 28
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	1, 851, 151	_	1, 851, 151	1, 598	_	1, 598	0. 17
支払保証金	当中間連結会計期間	893, 340	_	893, 340	1,008	_	1,008	0. 22
> J. 921.1. A	前中間連結会計期間	5, 429, 892	△1, 371, 651	4, 058, 240	14, 255	△2, 257	11, 997	0. 58
うち預け金	当中間連結会計期間	6, 397, 439	△1, 384, 773	5, 012, 665	20, 633	△2, 608	18, 024	0.71
次人等的生性点	前中間連結会計期間	137, 460, 129	△4, 451, 561	133, 008, 568	245, 287	△51, 595	193, 691	0. 29
資金調達勘定	当中間連結会計期間	137, 464, 921	△3, 946, 379	133, 518, 542	215, 239	△40, 529	174, 710	0. 26
うち預金	前中間連結会計期間	108, 162, 464	△665, 545	107, 496, 919	91, 484	△1, 198	90, 285	0.16
ノり頂金	当中間連結会計期間	108, 088, 405	△657, 003	107, 431, 402	73, 814	△2, 052	71, 762	0.13
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	9, 725, 983	△627, 950	9, 098, 033	21, 316	△523	20, 792	0.45
ノの機役は頂並	当中間連結会計期間	8, 023, 302	△614, 391	7, 408, 910	15, 626	△254	15, 372	0. 41
うちコールマネー	前中間連結会計期間	1, 588, 617	△145, 292	1, 443, 325	2, 433	△343	2,090	0. 28
及び売渡手形	当中間連結会計期間	1, 363, 556	△127, 446	1, 236, 109	3, 483	△164	3, 319	0. 53
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	5, 018, 016	_	5, 018, 016	6, 100		6, 100	0. 24
7 57 50 7 C PSI 7 C P	当中間連結会計期間	5, 173, 087	_	5, 173, 087	8, 774		8, 774	0. 33
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	771, 286	_	771, 286	807		807	0. 20
受入担保金	当中間連結会計期間	872, 811	_	872, 811	917	_	917	0. 20
うちコマーシャル	前中間連結会計期間	151, 813	_	151, 813	316	_	316	0. 41
・ペーパー	当中間連結会計期間	128, 514	_	128, 514	184		184	0. 28
うち借用金	前中間連結会計期間	5, 941, 451	$\triangle 2,961,253$	2, 980, 197	58, 982	△42, 605	16, 377	1. 09
ノり旧用金	当中間連結会計期間	7, 761, 426	△2, 494, 436	5, 266, 989	56, 084	△37, 042	19, 041	0.72

<sup>(</sup>注) 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

## (3) 国内・海外別役務取引の状況

国内及び海外の役務取引等収支の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の国内の役務取引は、役務取引等収益が2,844億円で前年同期比26億円減収、役務取引等費用が702億円で前年同期比6億円増加した結果、役務取引等収支では前年同期比32億円減少して2,141億円となりました。海外の役務取引は、役務取引等収益が795億円で前年同期比36億円増収、役務取引等費用が43億円で前年同期比8億円減少した結果、役務取引等収支では前年同期比45億円増加して751億円となりました。

この結果、役務取引等収支合計では、前年同期比28億円増加して2,504億円となりました。

往柘	#9011	国内	海外	相殺消去額	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	287, 014	75, 825	△51, 665	311, 174
仅务以引 寺 収 位	当中間連結会計期間	284, 404	79, 517	△49, 577	314, 345
うち為替業務	前中間連結会計期間	77, 089	5, 596	△163	82, 521
プラダイ末効	当中間連結会計期間	76, 572	4, 985	△175	81, 382
うちその他	前中間連結会計期間	98, 469	61, 985	△1, 395	159, 059
商業銀行業務	当中間連結会計期間	104, 239	66, 104	△894	169, 449
うち保証業務	前中間連結会計期間	35, 744	5, 149	△8, 583	32, 310
プの床皿未効	当中間連結会計期間	33, 110	5, 236	△9, 109	29, 237
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	23, 128	859	△19	23, 968
ノり亜分民座未効	当中間連結会計期間	19, 415	486	△23	19, 878
<b>2</b>	前中間連結会計期間	69, 577	5, 183	△11, 259	63, 501
	当中間連結会計期間	70, 258	4, 349	△10, 746	63, 861
うち為替業務	前中間連結会計期間	15, 889	192	△26	16, 055
ノり何甘木幼	当中間連結会計期間	16, 345	183	△62	16, 466

<sup>(</sup>注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

<sup>2 「</sup>その他商業銀行業務」には、預金・貸出業務、代理業務、保護預り・貸金庫業務、信託関連業務等を含んでおります。

<sup>3 「</sup>相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

## (4) 国内・海外別特定取引の状況

## ① 特定取引収益・費用の内訳

国内及び海外の特定取引収支の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の国内の特定取引収益は494億円で前年同期比196億円減収した結果、特定取引収支では前年同期比196億円減少して494億円となりました。海外の特定取引収益は138億円で前年同期比64億円増収、特定取引費用は19億円で前年同期比17億円増加した結果、特定取引収支では前年同期比46億円増加して119億円となりました。

この結果、特定取引収支合計では前年同期比158億円減少して605億円となりました。

種類	#8.20	国内	海外	相殺消去額	合計
性织	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	69, 037	7, 479	△91	76, 425
村足取り  収益	当中間連結会計期間	49, 408	13, 886	△2, 745	60, 549
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	7, 499	1, 129	_	8, 629
収益	当中間連結会計期間	6, 786	797	△1	7, 583
うち特定取引	前中間連結会計期間	1, 801	376	△123	2, 055
有価証券収益	当中間連結会計期間	1, 272	△1,062	△36	172
うち特定金融	前中間連結会計期間	57, 090	5, 973	33	63, 097
派生商品収益	当中間連結会計期間	38, 739	14, 151	△2, 705	50, 185
うちその他の	前中間連結会計期間	2, 645	_	△1	2, 644
特定取引収益	当中間連結会計期間	2, 610	_	△1	2, 608
特定取引費用	前中間連結会計期間	_	124	△124	_
付足取引負用	当中間連結会計期間	_	1, 906	△1, 906	_
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	_	_	_	_
費用	当中間連結会計期間	_	1	△1	_
うち特定取引	前中間連結会計期間	_	123	△123	_
有価証券費用	当中間連結会計期間	_	36	△36	_
うち特定金融	前中間連結会計期間	_		_	_
派生商品費用	当中間連結会計期間	_	1, 866	△1,866	_
うちその他の	前中間連結会計期間	_	1	△1	_
特定取引費用	当中間連結会計期間	_	1	△1	_

<sup>(</sup>注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

<sup>2 「</sup>相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

## ② 特定取引資産・負債の内訳(末残)

国内及び海外の特定取引の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間末の国内の特定取引資産は前年同期比1兆1,977億円減少して5兆6,659億円、特定取引負債は前年同期比1兆3,036億円減少して3兆7,511億円となりました。海外の特定取引資産は前年同期比334億円増加して1兆901億円、特定取引負債は前年同期比121億円増加して9,290億円となりました。

14.4元	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
種類	判別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	6, 863, 661	1, 056, 616	△19, 380	7, 900, 897
村足取り頁生	当中間連結会計期間	5, 665, 916	1, 090, 109	△25, 328	6, 730, 697
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	27, 228	23, 357	_	50, 586
プロ阿田有価証分	当中間連結会計期間	62, 568	30, 483	_	93, 052
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	17	_	_	17
派生商品	当中間連結会計期間	241	_	_	241
うち特定取引	前中間連結会計期間	_	18, 007	_	18, 007
有価証券	当中間連結会計期間	_	21, 110	_	21, 110
うち特定取引	前中間連結会計期間	619	13	_	633
有価証券派生商品	当中間連結会計期間	536	7	_	544
うち特定金融	前中間連結会計期間	5, 166, 814	1, 010, 972	△16, 380	6, 161, 406
派生商品	当中間連結会計期間	3, 930, 026	1, 037, 680	△22, 328	4, 945, 378
うちその他の	前中間連結会計期間	1, 668, 981	4, 264	△2, 999	1, 670, 246
特定取引資産	当中間連結会計期間	1, 672, 543	827	△3,000	1, 670, 370
特定取引負債	前中間連結会計期間	5, 054, 880	916, 855	△20, 980	5, 950, 755
<b>有定取</b> 勿其頂	当中間連結会計期間	3, 751, 184	929, 010	△23, 491	4, 656, 704
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	_	5, 166	_	5, 166
プリル刊 同即順分	当中間連結会計期間	_	5, 080	_	5, 080
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	686			686
派生商品	当中間連結会計期間	15			15
うち特定取引	前中間連結会計期間	_	22, 504		22, 504
売付債券	当中間連結会計期間	_	6, 746		6, 746
うち特定取引	前中間連結会計期間	156	5		162
有価証券派生商品	当中間連結会計期間	519	12		532
うち特定金融	前中間連結会計期間	5, 054, 037	889, 145	△20, 980	5, 922, 202
派生商品	当中間連結会計期間	3, 750, 648	917, 044	△23, 491	4, 644, 202
うちその他の	前中間連結会計期間	_	34		34
特定取引負債	当中間連結会計期間	_	126	_	126

<sup>(</sup>注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

<sup>2 「</sup>相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

## (5) 国内・海外別預金残高の状況

## ○ 預金の種類別残高(末残)

任火工	#0.D.d	国内	海外	相殺消去額	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	94, 901, 241	16, 114, 790	△674, 151	110, 341, 880
<b>贝並</b> 口司	当中間連結会計期間	94, 316, 798	16, 219, 449	△775, 873	109, 760, 374
うち流動性預金	前中間連結会計期間	59, 738, 597	7, 188, 197	△131, 555	66, 795, 239
プラグス 10 10 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	当中間連結会計期間	59, 345, 894	6, 331, 116	△129, 731	65, 547, 280
うち定期性預金	前中間連結会計期間	30, 462, 570	8, 786, 065	△512, 548	38, 736, 088
	当中間連結会計期間	30, 338, 590	9, 762, 111	△640, 845	39, 459, 856
うちその他	前中間連結会計期間	4, 700, 073	140, 526	△30, 046	4, 810, 552
プラモの區	当中間連結会計期間	4, 632, 312	126, 222	△5, 296	4, 753, 237
譲渡性預金	前中間連結会計期間	4, 222, 780	5, 149, 559	△631,000	8, 741, 340
	当中間連結会計期間	3, 471, 102	4, 393, 935	△538, 300	7, 326, 737
<b>₩</b> Λ ⇒ I.	前中間連結会計期間	99, 124, 022	21, 264, 349	△1, 305, 151	119, 083, 220
総合計	当中間連結会計期間	97, 787, 900	20, 613, 384	△1, 314, 173	117, 087, 112

<sup>(</sup>注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

- 2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。
- 3 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
- 4 定期性預金=定期預金+定期積金

## (6) 国内・海外別貸出金残高の状況

## ① 業種別貸出状況(残高・構成比)

光线山	前中間連結会割	十期間	当中間連結会計期間		
業種別	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	53, 362, 482	100.00	52, 418, 752	100.00	
製造業	7, 235, 235	13. 56	7, 187, 111	13. 71	
建設業	982, 008	1.84	892, 789	1.70	
卸売業、小売業	5, 701, 450	10.68	5, 403, 837	10. 31	
金融業、保険業	5, 599, 247	10. 49	5, 372, 356	10. 25	
不動産業、物品賃貸業	8, 684, 742	16. 28	8, 280, 413	15. 80	
各種サービス業	2, 697, 737	5. 06	2, 594, 840	4. 95	
その他	22, 462, 059	42.09	22, 687, 402	43. 28	
海外及び特別国際金融取引勘定分	15, 931, 915	100.00	17, 284, 304	100.00	
政府等	319, 285	2.01	445, 418	2. 58	
金融機関	2, 352, 035	14. 76	2, 867, 225	16. 59	
その他	13, 260, 594	83. 23	13, 971, 660	80. 83	
合計	69, 294, 398	_	69, 703, 056	_	

<sup>(</sup>注) 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

## ② 特定海外債権等残高

期別	国別	特定海外債権等残高(百万円)
	パキスタン	4, 487
	ウクライナ	1, 137
平成22年9月30日	アルゼンチン	9
	合計	5, 634
	(資産の総額に対する割合)	(0.00%)
	パキスタン	4, 655
	ウクライナ	398
平成23年9月30日	アルゼンチン	0
	合計	5, 053
	(資産の総額に対する割合)	(0.00%)

<sup>(</sup>注) 特定海外債権等は、当行の特定海外債権引当勘定の引当対象とされる債権、並びに当該引当勘定の引当対象国 に対する海外子会社の債権のうち、当該引当勘定の引当対象に準ずる債権であります。

## (7) 国内・海外別有価証券の状況

## ○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
1里)共	<i>判</i> 加	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	38, 821, 268	_	_	38, 821, 268
	当中間連結会計期間	41, 766, 575	_	_	41, 766, 575
地方債	前中間連結会計期間	205, 569	_	_	205, 569
地力頂	当中間連結会計期間	203, 100	_	_	203, 100
社債	前中間連結会計期間	3, 757, 055	_		3, 757, 055
11月	当中間連結会計期間	3, 333, 523	_		3, 333, 523
株式	前中間連結会計期間	3, 654, 233		△479, 503	3, 174, 729
1/1/1	当中間連結会計期間	3, 382, 169		△452, 077	2, 930, 092
その他の証券	前中間連結会計期間	9, 454, 352	3, 550, 049	△1, 260, 315	11, 744, 085
ての他の証分	当中間連結会計期間	11, 232, 525	3, 612, 724	$\triangle 1, 273, 242$	13, 572, 007
合計	前中間連結会計期間	55, 892, 478	3, 550, 049	△1, 739, 819	57, 702, 707
口印	当中間連結会計期間	59, 917, 894	3, 612, 724	$\triangle 1,725,319$	61, 805, 299

<sup>(</sup>注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

- 2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。
- 3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

## (参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

## 1 損益状況(単体)

## (1) 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	1, 045, 470	1, 050, 755	5, 285
経費(除く臨時処理分)	500, 949	496, 934	△4, 015
人件費	188, 464	186, 484	△1, 980
物件費	286, 068	285, 475	△592
税金	26, 416	24, 974	△1,441
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん 償却前)	544, 520	553, 846	9, 325
のれん償却額	-	25	25
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	544, 520	553, 820	9, 300
一般貸倒引当金繰入額	△33, 330	-	33, 330
業務純益	577, 851	553, 820	△24, 030
うち債券関係損益	153, 575	203, 048	49, 472
臨時損益	△183, 449	△137, 306	46, 143
株式等関係損益	△72, 222	△104, 378	△32, 156
与信関係費用	97, 331	29, 537	△67, 793
貸出金償却	55, 553	29, 004	△26, 549
個別貸倒引当金繰入額	42, 897	-	△42, 897
その他の与信関係費用	△1, 119	533	1, 652
貸倒引当金戻入益	-	5, 422	5, 422
償却債権取立益	-	16, 567	16, 567
その他臨時損益	△13, 895	△25, 379	△11, 484
経常利益	394, 401	416, 514	22, 113
特別損益	569	△4, 992	△5, 561
うち償却債権取立益	19, 031	-	△19, 031
うち減損損失	△2, 936	△2, 340	595
税引前中間純利益	394, 971	411, 522	16, 551
法人税、住民税及び事業税	16, 031	73, 922	57, 890
法人税等調整額	96, 619	65, 699	△30, 919
法人税等合計	112, 650	139, 621	26, 971
中間純利益	282, 320	271, 900	△10, 419

- (注)1 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役務取引等収支+特定取引収支+その他業務収支
  - 2 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時 損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
  - 3 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額
  - 4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用 見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
  - 5 債券関係損益=国債等債券売却益-国債等債券売却損-国債等債券償却
  - 6 株式等関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

## 2 利鞘(国内業務部門)(単体)

		前中間会計期間(%) (A)	当中間会計期間(%) (B)	増減(%) (B)-(A)
(1) 資金運用利回	①	1.02	0. 94	△0.07
(イ)貸出金利回		1.48	1. 42	△0.05
(口)有価証券利回		0. 55	0. 56	0.00
(2) 資金調達原価	2	0.88	0.81	△0.06
(イ)預金等利回		0.10	0.06	△0.04
(口)外部負債利回		0.50	0. 33	△0. 17
(3) 総資金利鞘	1)-2	0.14	0. 13	△0.00

- (注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
  - 2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借用金

## 3 ROE(単体)

	前中間会計期間(%) (A)	当中間会計期間(%) (B)	増減(%) (B)-(A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・ のれん償却前)	15. 43	15. 43	△0.00
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	15. 43	15. 43	△0.00
業務純益ベース	16. 40	15. 43	△0.96
中間純利益ベース	7. 87	7. 44	△0. 43

(注)

## 4 預金・貸出金の状況(単体)

## (1) 預金・貸出金の残高(単体)

	前中間会計期間(百万円)	当中間会計期間(百万円)	増減(百万円)
	(A)	(B)	(B)-(A)
預金(末残)	103, 260, 413	103, 847, 500	587, 086
預金(平残)	101, 719, 020	102, 787, 695	1, 068, 674
貸出金(末残)	63, 649, 511	64, 386, 916	737, 405
貸出金(平残)	66, 090, 585	63, 608, 793	$\triangle 2, 481, 791$

## (2) 個人・法人別預金残高(国内)(単体)

	前中間会計期間(百万円) (A)	当中間会計期間(百万円) (B)	増減(百万円) (B)-(A)
個人	54, 632, 895	56, 266, 491	1, 633, 596
法人その他	39, 878, 506	37, 878, 817	△1, 999, 689
合計	94, 511, 401	94, 145, 308	△366, 093

<sup>(</sup>注) 譲渡性預金、海外店及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

## (3) 消費者ローン残高(単体)

	前中間会計期間(百万円)	当中間会計期間(百万円)	増減(百万円)
	(A)	(B)	(B)-(A)
消費者ローン残高	17, 073, 139	16, 592, 811	△480, 327
うち住宅ローン残高	16, 320, 268	15, 875, 363	△444, 905
うちその他ローン残高	752, 870	717, 448	△35, 421

## (4) 中小企業等貸出金(単体)

			前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金残高	1)	百万円	35, 627, 931	33, 987, 877	$\triangle 1,640,054$
総貸出金残高	2	百万円	53, 465, 529	52, 515, 207	△950, 321
中小企業等貸出金比率	1)/2	%	66. 63	64. 72	△1.91
中小企業等貸出先件数	3	件	2, 205, 707	2, 169, 867	△35, 840
総貸出先件数	4	件	2, 210, 675	2, 174, 663	△36, 012
中小企業等貸出先件数比率	3/4	%	99. 77	99. 77	0.00

- (注) 1 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。
  - 2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

## 5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳(単体)

種類	前中間会	<b>計期間</b>	当中間会計期間	
1里块	口数(口)	金額(百万円)	口数(口)	金額(百万円)
手形引受	1, 039	36, 221	1,072	35, 305
信用状	27, 795	1, 371, 041	27, 187	1, 434, 446
保証	35, 393	4, 021, 274	35, 631	3, 769, 194
合計	64, 227	5, 428, 538	63, 890	5, 238, 946

## (参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては先進的内部格付手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

## 連結自己資本比率 (国際統一基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
	<b>供</b> 日	金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金	1, 711, 958	1, 711, 958
	うち非累積的永久優先株	125,000	125, 000
	新株式申込証拠金		_
	資本剰余金	3, 878, 275	3, 878, 275
	利益剰余金	2, 034, 336	2, 496, 006
	自己株式(△)	250, 000	250, 000
	自己株式申込証拠金	_	_
	社外流出予定額(△)	132, 328	81, 817
	その他有価証券の評価差損(△)	_	49, 863
	為替換算調整勘定	△240, 559	△302, 230
	新株予約権	_	_
基本的項目	連結子法人等の少数株主持分	1, 548, 990	1, 232, 510
(Tier 1)	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	1, 438, 513	1, 132, 453
	営業権相当額(△)	_	_
	のれん相当額(△)	270, 981	234, 929
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	14, 809	13, 470
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	17, 739	14, 062
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	3, 583	6, 301
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	8, 243, 558	8, 366, 076
	繰延税金資産の控除金額(△)(注1)	_	_
	計 (A)	8, 243, 558	8, 366, 076
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注2)	931, 113	625, 053
	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%	205, 947	_
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	179, 918	176, 626
15	一般貸倒引当金	127, 109	73, 153
補完的項目	適格引当金が期待損失額を上回る額	_	_
(Tier 2)	負債性資本調達手段等	2, 933, 349	2, 974, 166
	うち永久劣後債務(注3)	289, 529	195, 984
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	2, 643, 820	2, 778, 182
	計	3, 446, 325	3, 223, 946
	うち自己資本への算入額 (B)	3, 446, 325	3, 223, 946
準補完的項目	短期劣後債務		
(Tier 3)	うち自己資本への算入額 (C)	_	
控除項目	控除項目(注5) (D)	271, 983	300, 810
自己資本額	(V) + (V) + (V) - (V) (E)	11, 417, 900	11, 289, 213

		平成22年9月30日	平成23年9月30日	
	項目			金額(百万円)
	資産(オン・バランス)項目		55, 770, 021	51, 290, 569
	オフ・バランス取引等項目		11, 484, 991	10, 137, 622
	信用リスク・アセットの額	(F)	67, 255, 012	61, 428, 191
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%)	(G)	526, 374	857, 515
リスク・	(参考)マーケット・リスク相当額	(H)	42, 109	68, 601
アセット等	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%)	(I)	4, 612, 132	4, 511, 251
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(J)	368, 970	360, 900
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が 新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額	(K)	_	_
	$\exists f((F) + (G) + (I) + (K))$	(L)	72, 393, 520	66, 796, 959
連結自己資本と	連結自己資本比率(国際統一基準) = (E) / (L) × 100 (%)			16. 90
(参考)Tier1比率=(A)/(L)×100(%)			11. 38	12. 52

(注) 1 平成22年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は406,603百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,648,711百万円であります。

また、平成23年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は579,222百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,673,215百万円であります。

- 2 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を 有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
  - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

75 B		平成22年9月30日	平成23年9月30日	
	項目		金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金		1, 711, 958	1, 711, 958
	うち非累積的永久優先株		125, 000	125, 000
	新株式申込証拠金		_	_
	資本準備金		1, 711, 958	1, 711, 958
	その他資本剰余金		2, 166, 317	2, 166, 317
	利益準備金		190, 044	190, 044
	その他利益剰余金		1, 327, 872	1,696,300
	自己株式(△)		1, 443, 884 250, 000	1, 138, 025 250, 000
	自己株式申込証拠金			
	社外流出予定額(△)		132, 328	81, 817
甘木奶香口	その他有価証券の評価差損(△)		-	15, 463
基本的項目 (Tier 1)	新株予約権		_	´ –
(IIeII)	営業権相当額(△)		_	_
	のれん相当額(△)		_	3, 016
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)		_	_
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)		17, 739	14, 062
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)		43, 419	46, 373
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)		8, 108, 546	8, 203, 870
	(工品行項目の目前額)   繰延税金資産の控除金額(△)(注1)		_	
		(A)	8, 108, 546	8, 203, 870
		(11)		
	(注2)		931, 113	625, 053
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		1, 438, 513	1, 132, 453
	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿 価額の合計額を控除した額の45%		203, 943	_
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額		179, 918	176, 626
15	一般貸倒引当金		_	_
補完的項目	適格引当金が期待損失額を上回る額		_	_
(Tier 2)	負債性資本調達手段等		2, 840, 332	2, 909, 759
	うち永久劣後債務(注3)		289, 529	195, 984
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)		2, 550, 803	2, 713, 775
	## T		3, 224, 193	3, 086, 386
		(B)	3, 224, 193	3, 086, 386
準補完的項目	短期劣後債務	(2)		
(Tier 3)		(C)	_	_
控除項目		(D)	217, 465	211,600
自己資本額		(E)	11, 115, 275	11, 078, 656
口口具个版	資産(オン・バランス)項目	(L)		
	オフ・バランス取引等項目		53, 215, 501	49, 416, 579
		(E)	9, 291, 902	8, 035, 159
		(F) (G)	62, 507, 403	57, 451, 738
			520, 308	854, 377
リスク・		(H)	41,624	68, 350
アセット等		(I)	3, 787, 007	3, 726, 421
		(J)	302, 960	298, 113
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額	(K)	_	_
	計((F)+(G)+(I)+(K))	(L)	66, 814, 719	62, 032, 538
単体自己資本と	L率(国際統一基準)=(E)/(L)×100(%)		16. 63	17. 85
	上率=(A)/(L)×100(%)	12. 13	13. 22	

(注) 1 平成22年9月30日の繰延税金資産に相当する額は385,932百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は 1,621,709百万円であります。

また、平成23年9月30日の繰延税金資産に相当する額は567,365百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,640,774百万円であります。

- 2 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を 有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
  - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(※) 連結自己資本比率 (国際統一基準) 及び単体自己資本比率 (国際統一基準) における自己資本の基本的項目に算 入しております海外特別目的会社 8 社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

		r. 1
	T.	
① 発行·		BTMU Preferred Capital 1 Limited
	証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と 実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦ 配当支払の内容」に記載)。
③ 償還	期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全 部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行 体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、 監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当		非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が 適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行		2,300百万米ドル(1口当たり発行価額1,000米ドル)
⑥ 払込		平成18年3月17日
⑦ 配当	支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支 払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われ る。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 (注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は 支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止さ れる。 任意停止事由
		当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。配当制限当行がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。分配制限(1)発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。
8) 残余	財産分配請	(a) 直近に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
求優		1口当たり1,000米ドル

## (注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

## 清算事由:

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii) 日本の管轄裁判所が、(a) 破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b) 会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

#### 支払不能事由:

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

#### 規制事由:

		[2]
(1)	発行体	BTMU Preferred Capital 2 Limited
(2)	発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券
•	) 11 mm // ->   E//	(以下、「本優先出資証券」という)
		本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と
		実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦
		配当支払の内容」に記載)。
3	償還期限	永久
		ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全
		部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行
		体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、
(A)	配当	監督   月の 事
4)	BL =	チーテーネーイイーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
		適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
(5)	発行総額	750百万ユーロ (1口当たり発行価額1,000ユーロ)
6	払込日	平成18年3月17日
(7)	配当支払の内容	配当支払日
		毎年1月25日と7月25日
		当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支
		払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。
		配当支払方針
		以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われ
		る。   強制停止事由
		清算事由、支払不能事由又は規制事由 <sup>(注)</sup> が発生し、かつ継続している場合は、配当は
		有昇争田、又払不能争用又は規制争田、一が発生し、がら継続している場合は、能当は     支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止さ
		4000   任意停止事由
		List f
		払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又
		は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている
		場合にのみ有効となるものとする。
		配当制限
		当行がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を
		全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配 当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。
		ヨメ払りにおける平衡元山貢証券への配当は、回し間合とはる金領まで減額される。   分配制限
		(1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了
		した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金
		額を限度とする。
		(a) 直近に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払
		う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、そ
		の金額を除く)。
		(b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末 以降にされたもの。
		の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払
		日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月
		の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)
		に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額
		を超過する部分を限度とする。
8	残余財産分配請	1 口当たり1,000ユーロ
	求優先額	1 H = 10 / 1,000 - 1

## 清算事由:

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii) 日本の管轄裁判所が、(a) 破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b) 会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

#### 支払不能事由:

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

#### 規制事由:

		[3]
	<b>双</b>	
	発行体 発行証券の種類	BTMU Preferred Capital 4 Limited   非累積型・固定/変動配当・優先出資証券
(2)	<b>光</b> 1 証券の種類	拝糸領空・固足/変動配当・愛元山貢祉券   (以下、「本優先出資証券」という)
		へめて、「本優九山貞証券」という。   本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と
		実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦
		配当支払の内容」に記載)。
(3)	償還期限	永久
		ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全
		部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行
		体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。 本優先出資証券の償還は、
	77.14	監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
(4)	配当	非累積型・固定/変動配当
		当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が
	マシムニなん七五	適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
(5)	発行総額	500百万ユーロ (1口当たり発行価額1,000ユーロ)
<u>6</u>	払込日 配当支払の内容	│ 平成19年 1 月19日 │ 配当支払日
0	配ヨ又払の内谷	町ヨメガロ   毎年1月25日と7月25日
		当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年7月以降の配当支
		払目については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。
		配当支払方針
		以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われ
		る。
		強制停止事由
		清算事由、支払不能事由又は規制事由 <sup>(注)</sup> が発生し、かつ継続している場合は、配当は
		支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止さ
		れる。
		任意停止事由
		当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載され
		た株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択によりは無知が
		り減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。
		一観が少なくとも同一の割占で減額されている場合にのみ有効となるものとする。   配当制限
		当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の
		当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後
		の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合と
		なる金額まで減額される。
		分配制限
		(1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了
		した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。
		当がある場合は、その金額を除く)。
		(b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末
		以降にされたもの。
		(2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月
		の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払
		日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月
		の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)
		に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額   を超過する部分を限度とする。
8	残余財産分配請	て <sup> </sup> で <sup> </sup>
0		1 口当たり1,000ユーロ
	求優先額	

#### 清算事由:

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii) 日本の管轄裁判所が、(a) 破産法に 基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の 廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

#### 支払不能事由:

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる 借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii) 日本における金融監督を 行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

## 規制事由:

□ 発行体 BTMU Preferred Capital 5 Limited   ② 発行証券の種類 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する他実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後配当支払の内容」に記載)。  ③ 償還期限 永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前において体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の整督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行	後述の「⑦ 管証券の全 でも、発行 の償還は、 行われる。
② 発行証券の種類 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する修実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後配当支払の内容」に記載)。   ③ 償還期限   永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前において体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の整督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行	後述の「⑦ 管証券の全 でも、発行 の償還は、 行われる。
(以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する他 実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については役 配当支払の内容」に記載)。 ③ 償還期限 永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資 部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前において 体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の 監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行	後述の「⑦ 管証券の全 でも、発行 の償還は、 行われる。
ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資 部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前において 体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の 監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行	ても、発行 D償還は、 Fわれる。
4 配当   非累積型・固定/変動配当   当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変   適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)	動配当が
⑤ 発行総額 550百万英ポンド(1口当たり発行価額1,000英ポンド)	
⑥ 払込日 平成19年1月19日	
⑦ 配当支払の内容 配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年7月以降 払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に る。	
強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 (注) が発生し、かつ継続している場合に 支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額 れる。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に	又は停止さ
た株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の り減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券 額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が 当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度 の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同 なる金額まで減額される。	り選択によ 等への配当 が最優先の 度終了直後
なる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、正した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を担額を限度とする。 (a) 直近に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、正の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金を超過する部分を限度とする。	空除 に を を を を を を を を を を を を を
⑧ 残余財産分配請     1口当たり1,000英ポンド	

#### 清算事由:

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii) 日本の管轄裁判所が、(a) 破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b) 会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

## 支払不能事由:

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

## 規制事由:

		[5]
	発行体	
	発行証券の種類	BTMU Preferred Capital 6 Limited 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券
(2)	光门皿分少性规	介系領宝・固定/変動にヨ・優光山貢献分   (以下、「本優先出資証券」という)
		本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と
		実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦
		配当支払の内容」に記載)。
3	償還期限	永久
		ただし、平成30年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全
		部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行
		体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、
	<b>3.</b> 3. 7. 14.	監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
(4)	配当	非累積型・固定/変動配当
		当初10年間は固定配当(ただし、平成30年1月以降の配当計算期間については、変動配当が   適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
(E)	₹ /二 √ / / / / / / / / / / / / / / / / /	
(5) (6)	発行総額 払込日	1,500億円(1口当たり発行価額10,000,000円) 平成19年12月13日
7	型型 配当支払の内容	平成19年12月13日   配当支払日
	配当又拉切的谷	配ヨスがロ   毎年1月25日と7月25日
		当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成30年7月以降の配当支
		払目については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。
		配当支払方針
		以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われ
		る。
		強制停止事由
		清算事由、支払不能事由又は規制事由 <sup>(注)</sup> が発生し、かつ継続している場合は、配当は
		支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止さ
		れる。
		任意停止事由
		当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載され
		た株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択によりは増展されば、ためによったが、大きになる。
		り減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当 額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。
		一韻が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。   配当制限
		当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の
		当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後
		の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合と
		なる金額まで減額される。
		分配制限
		(1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了
		した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金
		額を限度とする。
		(a) 直近に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優 
		当がある場合は、その金額を除く)。
		(b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末
		以降にされたもの。
		(2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月
		の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払
		日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y) (当該1月
		の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)
		に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額
	다. 스 마···································	を超過する部分を限度とする。
8	残余財産分配請	1 口当たり10,000,000円
	求優先額	

## 清算事由:

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii) 日本の管轄裁判所が、(a) 破産法に 基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の 廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

#### 支払不能事由:

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる 借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii) 日本における金融監督を 行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

## 規制事由:

		[6]
(1)	発行体	BTMU Preferred Capital 7 Limited
2	発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券
٧	元 门 皿 分 少 性 规	(以下、「本優先出資証券」という)
		本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と
		実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦
		配当支払の内容」に記載)。
3	償還期限	永久
		ただし、平成31年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全
		部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行
		体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、
	317 N/A	監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
4)	配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年1月以降の配当計算期間については、変動配当が
		当初10年間は固足配当(たたし、平成31年1月以降の配当計算期間については、変動配当か   適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
(E)	発行総額	1,220億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
(5) (6)	光行 秘領 払込日	平成20年9月2日
7	配当支払の内容	配当支払日
	配当又1407F1谷	毎年1月25日と7月25日
		当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成31年7月以降の配当支
		払目については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。
		配当支払方針
		以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われ
		3.
		強制停止事由
		清算事由、支払不能事由又は規制事由 <sup>(注)</sup> が発生し、かつ継続している場合は、配当は
		支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止さ
		れる。
		任意停止事由
		当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載され
		た株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当
		り
		配当制限
		当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の
		当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後
		の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合と
		なる金額まで減額される。
		(1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了     した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金
		これに自1の事業年度の末日時点における分配可能額がら下記(a)及び(b)を控除した金   額を限度とする。
		(a) 直近に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優
		と株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配
		当がある場合は、その金額を除く)。
		(b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末
		以降にされたもの。
		(2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月
		の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払
		日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y) (当該1月
		の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b) に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額
		にためる証券の所有名に対して文払り自旦言された配当その他の分配金の金額の総領 を超過する部分を限度とする。
(8)	残余財産分配請	
	求優先額	1 口当たり10,000,000円
	小俊儿似	

## 清算事由:

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii) 日本の管轄裁判所が、(a) 破産法に 基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の 廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

#### 支払不能事由:

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる 借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii) 日本における金融監督を 行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

## 規制事由:

	<del>-</del>
	[7]
<ul><li>① 発行体</li></ul>	BTMU Preferred Capital 8 Limited
② 発行証券の種類	シリーズA 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と 実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦ 配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久
	ただし、平成31年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当   当初10年間は固定配当(ただし、平成31年7月以降の配当計算期間については、変動配当が   適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	900億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年3月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成32年1月以降の配当支 払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われ る。
	強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 (注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は 支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止さ れる。 任意停止事由
	当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。配当制限
	当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限
	(1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了 した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金 額を限度とする。
	(a) 直近に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末
	(b) 同順位証券の配当及びその他の方配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度不以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請 求優先額	1 口当たり10,000,000円

## 清算事由:

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii) 日本の管轄裁判所が、(a) 破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b) 会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

#### 支払不能事由:

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii) 当行の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii) 日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

## 規制事由:

	3% / II.	[7]
(1)	発行体	BTMU Preferred Capital 8 Limited
2	発行証券の種類	シリーズB 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と 実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦ 配当支払の内容」に記載)。
(3)	償還期限	永久
		ただし、平成26年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
4		非累積型・固定/変動配当 当初5年間は固定配当(ただし、平成26年7月以降の配当計算期間については、変動配当が 適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
5	発行総額	74億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
_	払込日	平成21年3月19日
7	配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成27年1月以降の配当支 払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われ
		る。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 <sup>(注)</sup> が発生し、かつ継続している場合は、配当は 支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止さ れる。
		任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。配当制限
		当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限
		(1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優
		先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末
		以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
8	残余財産分配請 求優先額	1 口当たり10,000,000円

## 清算事由:

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii) 日本の管轄裁判所が、(a) 破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b) 会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

#### 支払不能事由:

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii) 当行の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii) 日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

## 規制事由:

	3V. / - 11.	[8]
_	発行体	BTMU Preferred Capital 9 Limited
2	発行証券の種類	シリーズA   非累積型・固定/変動配当・優先出資証券   (以下、「本優先出資証券」という)   本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と   実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦   配当支払の内容」に記載)。
(3)	償還期限	永久
		ただし、平成32年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
4		非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成32年1月以降の配当計算期間については、変動配当が 適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
(5)	発行総額	1,300億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
_	払込日	平成21年7月29日
7	配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成32年7月以降の配当支 払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われ る。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 (注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は 支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止さ
		れる。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。
		分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
8	残余財産分配請 求優先額	1 口当たり10,000,000円

# (注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

# 清算事由:

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii) 日本の管轄裁判所が、(a) 破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b) 会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

#### 支払不能事由:

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii) 当行の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii) 日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

# 規制事由:

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は 自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	3V. / - 11.	[8]
	発行体	BTMU Preferred Capital 9 Limited
2	発行証券の種類	シリーズB 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と 実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦ 配当支払の内容」に記載)。
(3)	償還期限	永久
		ただし、平成32年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
4	配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成32年1月以降の配当計算期間については、変動配当が 適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
(5)	発行総額	1,100億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
	払込日	平成21年7月29日
7	配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成32年7月以降の配当支 払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われ る。 強制停止事由
		清算事由、支払不能事由又は規制事由 (注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は 支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止さ れる。 任意停止事由
		当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限
		当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限
		(1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a) 及び(b) を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優
		先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。
		(2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
8	残余財産分配請 求優先額	1 口当たり10,000,000円

# (注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

# 清算事由:

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii) 日本の管轄裁判所が、(a) 破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b) 会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

#### 支払不能事由:

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

#### 規制事由:

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は 自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

3 7 4 H	[8]
① 発行体	BTMU Preferred Capital 9 Limited
② 発行証券の種類	シリーズC 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と 実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦ 配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久
	ただし、平成27年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初5年間は固定配当(ただし、平成27年1月以降の配当計算期間については、変動配当が 適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	1,300億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年7月29日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成27年7月以降の配当支 払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われ る。
	金。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 (注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は 支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止さ れる。 任意停止事由
	当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限
	当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びの直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限
	(1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。
	(a) 直近に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末
	以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1 口当たり10,000,000円

# (注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

# 清算事由:

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii) 日本の管轄裁判所が、(a) 破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b) 会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

#### 支払不能事由:

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii) 当行の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii) 日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

#### 規制事由:

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は 自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

#### (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

#### 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の 事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

### 2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に 従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

#### 3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

#### 資産の査定の額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日	
(具作のA)	金額(億円)	金額(億円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1, 378	1, 167	
危険債権	8, 021	7, 725	
要管理債権	4, 004	5, 238	
正常債権	714, 101	715, 082	

<sup>(</sup>注) 分離子会社であるエム・ユー・ストラテジックパートナー株式会社の計数を含んでおりません。

#### 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業の性格上、該当する情報がないので記載しておりません。

#### 3 【対処すべき課題】

平成23年度は、平成21年度にスタートさせた中期経営計画の最終年度に当たり、その総仕上げの年と位置づけています。

当行は、日本を代表する金融機関として、東日本大震災の被害に対し、円滑な資金供給等を通じ、被災地の復興を金融面からしっかりと支えていくとともに、「品格のある強い銀行」、「グローバルベースでも名誉ある地位を占める銀行」の実現に向けて、以下を重点課題として取り組んでまいります。

#### (成長戦略)

当行は、MUFGグループの中核をなす銀行として、多様化・高度化するお客さまのニーズに対し、邦銀随一の国内・海外拠点ネットワークを活かし、質の高い商品・サービスやアドバイスをグローバルにご提供してまいります。具体的には、個人のお客さまには、信託や証券などMUFGグループ各社の機能も活用しつつ、ライフステージに合わせて資産運用、借入れなどの様々なニーズにお応えする商品を提供してまいります。また、法人のお客さまには、問題解決に向けたコンサルティング&バンキングや、モルガン・スタンレーとの協働によるCIB(Corporate & Investment Banking)戦略、さらにはアジアビジネスや非日系取引等の海外業務を、強力に進めてまいります。

#### (経営基盤の強化)

経営基盤の強化についても、引き続きしっかりと進めてまいります。

本部組織の簡素化・業務の効率化を図ったうえで本部人員を削減し、営業現場や戦略分野に投入するなど、経費構造の一層の効率化に取り組んでまいります。

引き続き保有株式の削減、信用リスクのコントロールに努めるとともに、国際的な自己資本規制改革の動向も注視しつつ、自己資本の適切な管理・運営に取り組み、円滑な資金供給に努めてまいります。

また、競争力の源泉である人材について、専門性・スキルと人間力を兼ね備えた真のプロ育成に一段と力を入れてまいります。一方、コンプライアンス面を含めた内部管理態勢についても、継続的なレベルアップに努めてまいります。

# (CSR経営の推進)

当行はMUFGグループの一員として、MUFGならではのサービスの提供によりお客さま満足度の向上を図るとともに、CSR(企業の社会的責任)を重視した経営を実践してまいります。このため、従業員一人ひとりが、「お客さま起点」「現場起点」で主体的に考え行動してまいります。

「地球環境問題への対応」、「次世代社会の担い手育成」の2つをCSR活動の重点領域と定めています。特に環境問題については、「MUFG環境に関する行動方針」を制定し、具体的な取組みを進めています。社会・環境面への取組みに熱心な企業・個人に必要な資金が供給されるようサポートしていくとともに、お客さまの社会貢献・環境対策に直接結びつく商品・サービスの提供に努めてまいります。

また、被災地の皆さまのお役に立てるよう全力を挙げて取り組んでまいります。

#### 4 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事項または重要な変更として当行が認識しているものは以下の通りです。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、半期報告書提出日現在において判断したものです。

なお、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の項目番号に対応するものです。

### 11. 世界経済の悪化・金融危機の再発により損失を計上するリスク

世界経済は、欧州に端を発した財政危機とそれに伴う金融危機による影響が深刻化しつつあり、また、先進国経済は依然として雇用低迷・財政デフレ等の構造的問題を抱えています。一方で新興国経済は景気過熱やインフレ圧力、最近では先進国経済の低迷に伴う悪影響に直面するなど、世界経済は新たな不安要因を露呈しており、再び不況局面となれば、当行の一部の投資ポートフォリオや貸出に悪影響が出るおそれがあります。例えば、当行が保有する有価証券の市場価格が下落することにより損失が拡大する等の可能性があります。また、クレジット市場の環境変化が、当行の貸出先に財務上の問題や債務不履行を生じさせる要因となり、信用が収縮する可能性もあります。さらに、こうした有価証券のさらなる市場価格下落や資本市場での信用収縮の動きにより、国内外の金融機関の信用力が低下、資本不足や資金繰り悪化から破綻に追い込まれるケースが増加する可能性もあります。かかる問題により、これらの金融機関との間の取引により当行が損失を被り、当行の財政状態および経営成績が悪影響を受ける可能性があります。加えて、世界的な金融危機の再発が世界の債券・株式市場や外国為替相場の大幅な変動を招くことなどにより、市場の混乱が世界経済に長期的な影響を及ぼす場合には、当行への悪影響が深刻化する可能性があります。

各国政府や中央銀行は経済の安定促進のための様々な施策を実施または検討していますが、かかる新たに実施または検討されている施策にもかかわらず、日本および世界の金融市場や経済の状況が悪化するおそれがあります。また、日本および世界における経営環境は、当行の現在の予想よりも厳しくなる可能性もあり、その結果、当行の財政状態および経営成績が悪化する可能性があります。

加えて、当行の貸借対照表上の資産の大部分は、時価で計上する金融商品からなっています。一般的に、当行は市場価格を参照してこれらの金融商品の時価を定めています。時価で計上される金融商品の価値が下落した場合、対応する減損等が損益計算書上認識される可能性があります。世界金融危機・同時不況が再発すること等により、金融商品の市場価格が大きく下落し、または適切な価格を参照できない状況が発生する可能性があり、市場における大きな変動または市場における機能不全は、当行が保有する金融商品の時価に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、金融商品の時価に関する会計上の取扱いについて、国際的な会計基準設定団体による見直しの議論が続いているところでもあるため、今後、制度・基準等が見直された場合には、当行が保有する金融商品の時価に悪影響を及ぼす可能性があります。

# 18. 自己資本比率に関するリスク

#### (2) 新規制

バーゼル銀行監督委員会は、先般の世界金融危機から得られた教訓に対処するための包括的な対応 (バーゼルⅢ)の一部として、銀行の自己資本と流動性に係る国際的な基準を公表しました。かかる基 準による新たな規制は、現在の自己資本比率規制よりも厳しいものであり、平成25年から段階的に適用 される予定です。

また、平成23年11月に金融安定理事会(FSB)は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループをグローバルにシステム上重要な金融機関(G-SIFIs)の対象先として公表しました。G-SIFIs)の対象先として公表しました。G-SIFIs)に対しては、より高い資本水準が求められ、平成28年から段階的に適用される予定です。対象先は毎年更新され、適用開始時の金融機関は、平成26年11月までに特定される予定です。

# 5 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

# 6 【研究開発活動】

該当ありません。

# 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間連結会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

当中間連結会計期間の連結業務粗利益は、資金運用収支が悪化する一方、その他業務収支の改善等により、前中間連結会計期間比20億円増加して1兆2,947億円となりました。

連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前)は、営業経費が前中間連結会計期間比64億円減少したことにより、前中間連結会計期間比85億円増加して6,529億円となりました。

また、連結中間純利益は、与信関係費用の減少等もあり、前中間連結会計期間比22億円増加して3,259 億円となりました。

当中間連結会計期間における主な項目は、以下のとおりであります。

		前中間連結 会計期間 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前中間連結 会計期間比 (億円) (B-A)
資金運用収益	1	9, 607	9, 100	△506
資金調達費用(金銭の信託運用見合費用控除後)	2	1, 936	1, 747	△189
信託報酬	3	58	55	$\triangle 2$
うち信託勘定償却	4	_	_	_
役務取引等収益	(5)	3, 111	3, 143	31
役務取引等費用	6	635	638	3
特定取引収益	7	764	605	△158
特定取引費用	8	_	_	_
その他業務収益	9	2, 254	3, 278	1, 023
その他業務費用	10	297	850	552
連結業務粗利益 (=①-②+③+⑤-⑥+⑦-⑧+⑨-⑩)	11)	12, 926	12, 947	20
営業経費(臨時費用控除後)	12	6, 481	6, 417	△64
連結業務純益 (一般貸倒引当金繰入前=⑪+④-⑫)		6, 444	6, 529	85
その他経常費用(一般貸倒引当金繰入額)	13	△60	_	60
連結業務純益(=⑪-⑫-⑬)		6, 505	6, 529	24
その他経常収益	(14)	759	963	203
うち貸倒引当金戻入益		_	201	201
うち償却債権取立益		_	229	229
うち株式等売却益		322	147	$\triangle 174$
資金調達費用(金銭の信託運用見合費用)	(15)	0	0	$\triangle 0$
営業経費(臨時費用)	16	222	228	5
その他経常費用(一般貸倒引当金繰入額控除後)	17)	2, 226	1, 898	$\triangle 327$
うち与信関係費用		1, 174	445	△728
うち株式等売却損		218	105	△113
うち株式等償却		454	1, 050	595
臨時損益(=44-15-16-17)		△1, 690	△1, 164	525
経常利益		4, 815	5, 365	550
特別損益		76	△43	△119
うち貸倒引当金戻入益		_	_	_
うち償却債権取立益		263	_	$\triangle 263$
うち減損損失		△29	△25	3
税金等調整前中間純利益		4, 891	5, 322	430
法人税等合計		1, 319	1, 758	439
少数株主損益調整前中間純利益		3, 572	3, 563	△8
少数株主利益		335	304	△31
中間純利益		3, 236	3, 259	22

(注)当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(平成21年12月4日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(平成21年12月4日 企業会計基準委員会)を適用しております。

なお、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に基づき、当中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。

#### 1. 経営成績の分析

### (1) 主な収支

連結業務粗利益は、前中間連結会計期間比20億円増加して1兆2,947億円となりました。

資金運用収支は貸出金の減少や国内外の金利低下による資金運用収益の減少が資金調達費用の減少を上回り、前中間連結会計期間比316億円減少して7,353億円となりました。

役務取引等収支は、運用商品販売手数料や海外の融資関係手数料の増加を主因に、前中間連結会計期間比28億円増加して2,504億円となりました。

特定取引収支・その他業務収支は、特定取引収支が前中間連結会計期間比158億円減少して605億円 となる一方、その他業務収支は国債等債券関係損益の増加により前中間連結会計期間比470億円改善 して2,427億円となりました。

営業経費(臨時費用控除後)は、国内人員減少に伴う人件費減少やコストコントロールの継続による物件費等の削減により前中間連結会計期間比64億円減少して6,417億円となりました。

連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前)は、前中間連結会計期間比85億円増加して 6,529億円となりました。

		前中間連結 会計期間 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前中間連結 会計期間比 (億円) (B-A)
資金運用収支	·	7,670	7, 353	△316
資金運用収益	1	9, 607	9, 100	△506
資金調達費用 (金銭の信託運用見合費用控除後)	2	1, 936	1, 747	△189
信託報酬	3	58	55	$\triangle 2$
うち信託勘定償却	4	_	_	_
役務取引等収支		2, 476	2, 504	28
役務取引等収益	(5)	3, 111	3, 143	31
役務取引等費用	6	635	638	3
特定取引収支		764	605	△158
特定取引収益	7	764	605	△158
特定取引費用	8	_	_	_
その他業務収支		1,957	2, 427	470
その他業務収益	9	2, 254	3, 278	1,023
その他業務費用	10	297	850	552
連結業務粗利益 (=①-②+③+⑤-⑥+⑦-⑧+⑨-⑩)	(1)	12, 926	12, 947	20
営業経費(臨時費用控除後)	12	6, 481	6, 417	△64
連結業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前) (=⑪+④ー⑫)		6, 444	6, 529	85

# (2) 与信関係費用総額

与信関係費用総額は、前中間連結会計期間比865億円減少して33億円の戻りとなりました。

貸出金償却は前中間連結会計期間比295億円、個別貸倒引当金繰入額は前中間連結会計期間比433億円、それぞれ減少しました。

		前中間連結 会計期間 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前中間連結 会計期間比 (億円) (B-A)
信託報酬のうち信託勘定償却	(])	_	_	_
その他経常収益のうち貸倒引当金戻入益	2	_	201	201
その他経常収益のうち偶発損失引当金戻入益	3	_	48	48
その他経常収益のうち償却債権取立益	4	_	229	229
その他経常費用のうち一般貸倒引当金繰入	(5)	△60	_	60
その他経常費用のうち与信関係費用	6	1, 174	445	△728
貸出金償却		752	456	$\triangle 295$
個別貸倒引当金繰入額		433	_	△433
その他の与信関係費用		△11	△11	0
特別利益のうち償却債権取立益	7	263	_	$\triangle 263$
特別利益のうち貸倒引当金戻入益	8	_	_	_
特別利益のうち偶発損失引当金戻入益	9	18	_	△18
与信関係費用総額 (=①-②-③-④+⑤+⑥-⑦-⑧-⑨)		832	△33	△865
連結業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前)		6, 444	6, 529	85
連結業務純益(与信関係費用総額控除後)		5, 612	6, 563	950

# (3) 株式等関係損益

株式等関係損益は、前中間連結会計期間比656億円減少して1,007億円の損失となりました。

株式等売却益は前中間連結会計期間比174億円減少して147億円、株式等売却損は前中間連結会計期間比113億円減少して105億円、株式等償却は前中間連結会計期間比595億円増加して1,050億円となりました。

	前中間連結 会計期間 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前中間連結 会計期間比 (億円) (B-A)
株式等関係損益	△350	$\triangle 1,007$	△656
その他経常収益のうち株式等売却益	322	147	$\triangle 174$
その他経常費用のうち株式等売却損	218	105	△113
その他経常費用のうち株式等償却	454	1,050	595

#### 2. 財政状態の分析

# (1) 貸出金

貸出金は、企業の資金需要減退や円高に伴う海外貸出金の円換算額減少により、前連結会計年度末 比4,686億円減少して69兆7,030億円となりました。

	前連結 会計年度 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前連結 会計年度比 (億円) (B-A)
貸出金残高(末残)	701, 717	697, 030	△4, 686
うち住宅ローン [単体]	162, 005	158, 753	$\triangle 3,251$
うち海外支店 [単体]	112, 732	118, 700	5, 968
うち海外子会社 (UnionBanCal Corporation)	38, 741	39, 104	363

### ○リスク管理債権の状況

当行グループのリスク管理債権(除く信託勘定)は、前連結会計年度末比144億円増加して1兆4,711 億円となりました。

貸出金残高に対するリスク管理債権(除く信託勘定)の比率は、前連結会計年度末比0.03ポイント増加して2.11%となりました。

債権区分別では、破綻先債権額が88億円、3ヵ月以上延滞債権額が597億円減少する一方、延滞債権額が393億円、貸出条件緩和債権額が436億円、それぞれ増加しております。

部分直接償却後 未収利息不計上基準(資産の自己査定基準) [連結]

		前連結 会計年度 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前連結 会計年度比 (億円) (B-A)
	破綻先債権額	464	376	△88
	延滞債権額	8, 428	8, 822	393
リスク管理債権	3ヵ月以上延滞債権額	1, 388	791	△597
	貸出条件緩和債権額	4, 283	4, 720	436
	合計	14, 566	14, 711	144

貸出金残高(末残) 70	717 697, 030	$\triangle 4,686$
--------------	--------------	-------------------

		前連結 会計年度 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前連結 会計年度比 (億円) (B-A)
貸出金残高比率	破綻先債権額 延滞債権額 3ヵ月以上延滞債権額 貸出条件緩和債権額 合計	0. 06% 1. 20% 0. 19% 0. 61% 2. 07%	0. 05% 1. 26% 0. 11% 0. 67% 2. 11%	$\triangle 0.01\%$ $0.06\%$ $\triangle 0.08\%$ $0.06\%$ $0.03\%$

# ○リスク管理債権のセグメント情報

# 地域別セグメント情報

[連結]

	前連結 会計年度 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前連結 会計年度比 (億円) (B-A)
国内	12, 199	12, 622	422
海外	2, 366	2, 088	△277
アジア	50	52	2
インドネシア	6	4	$\triangle 2$
タイ	10	9	$\triangle 1$
香港	0	3	3
その他	32	35	2
アメリカ	1, 103	931	$\triangle 172$
海外その他	1, 212	1, 104	△107
合計	14, 566	14, 711	144

# 業種別セグメント情報

# [連結]

	前連結 会計年度 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前連結 会計年度比 (億円) (B-A)
国内	12, 199	12, 622	422
製造業	2, 156	2, 200	44
建設業	627	549	△77
卸売業、小売業	2,001	2, 239	237
金融業、保険業	77	79	2
不動産業、物品賃貸業	1,710	1,601	△109
各種サービス業	1, 202	1, 226	23
その他	805	865	60
消費者	3, 619	3, 859	240
海外	2, 366	2, 088	△277
金融機関	242	204	△38
商工業	1, 233	1,005	$\triangle 227$
その他	890	878	△11
合計	14, 566	14, 711	144

#### 「ご参考」金融再生法開示債権の状況

金融再生法開示債権は、前連結会計年度末比344億円増加して1兆4,131億円となりました。 開示債権比率は、前連結会計年度末比0.07ポイント増加して1.93%となりました。

債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が105億円、要管理債権が150億円それぞれ減少する一方、危険債権が599億円増加しております。

当中間連結会計期間末の開示債権の保全状況は、開示債権合計 1 兆4,131億円に対し、貸倒引当金による保全が3,297億円、担保・保証等による保全が7,897億円で、開示債権全体の保全率は79.22%となっております。

不良債権処理に関しましては、従来より重要課題として取り組んでおり、今後とも償却・売却等による最終処理、または再建可能な先の正常化を図ることで、不良債権残高を削減したいと考えております。

### 金融再生法開示債権 「単体]

債権区分	開示残高 (A) (億円)	貸倒引当金 (B) (億円)	うち担保・ 保証等による 保全額(C) (億円)	非保全部分に 対する引当率 (B) /[(A)-(C)]	保全率 [(B)+(C)] /(A)
破産更生債権及び	1, 167	16	1, 150	100. 00%	100. 00%
これらに準ずる債権	(1, 272)	(44)	(1, 228)	(100. 00%)	(100. 00%)
危険債権	7, 725	2, 079	3, 666	51. 22%	74. 36%
	(7, 126)	(2, 028)	(3, 299)	(53. 00%)	(74. 76%)
要管理債権	5, 238	1, 201	3, 080	55. 67%	81. 74%
	(5, 388)	(1, 274)	(2, 755)	(48. 42%)	(74. 80%)
小計	14, 131	3, 297	7, 897	52. 89%	79. 22%
	(13, 787)	(3, 347)	(7, 284)	(51. 46%)	(77. 10%)
正常債権	715, 082 (727, 443)				
合計	729, 214 (741, 231)				
開示債権比率	1. 93% (1. 86%)				

<sup>(</sup>注) 上段は当中間連結会計期間の計数、下段(カッコ書き)は前連結会計年度の計数を記載しております。

### (2) 有価証券

有価証券は、前連結会計年度末比 3 兆3,481億円増加して61兆8,052億円となりました。社債が1,563億円、株式が3,224億円、それぞれ減少しましたが、国債が1 兆6,282億円、その他の証券が2 兆1,947億円、それぞれ増加しました。

	前連結 会計年度 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前連結 会計年度比 (億円) (B-A)
有価証券	584, 571	618, 052	33, 481
国債	401, 383	417, 665	16, 282
地方債	1, 991	2,031	39
社債	34, 898	33, 335	$\triangle 1,563$
株式	32, 525	29, 300	△3, 224
その他の証券	113, 772	135, 720	21, 947

<sup>(</sup>注) 「その他の証券」は、外国債券および外国株式を含んでおります。

# (3) 繰延税金資産

繰延税金資産の純額は、貸倒引当金に係る繰延税金資産の取崩しを主因に、前連結会計年度末比 1,077億円減少して5,792億円となりました。

	前連結	当中間連結	前連結
	会計年度	会計期間	会計年度比
	(億円)	(億円)	(億円)
	(A)	(B)	(B-A)
繰延税金資産の純額	6, 869	5, 792	△1,077

<sup>(</sup>注) 連結財務諸表上の繰延税金資産から繰延税金負債を差し引いたものです。

# 発生原因別内訳(単体)

	前連結 会計年度 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前連結 会計年度比 (億円) (B-A)
繰延税金資産	10, 391	9, 605	△786
繰越欠損金	236	125	△110
貸倒引当金	4, 563	3, 790	△773
有価証券有税償却	2, 942	3, 115	172
その他有価証券評価差額金	1, 139	1, 211	71
退職給付引当金	928	942	13
その他	4, 691	4, 645	$\triangle 45$
評価性引当額(△)	4, 110	4, 226	116
繰延税金負債	3, 754	3, 931	176
その他有価証券評価差額金	1, 781	1, 927	145
繰延ヘッジ損益	447	580	133
合併時有価証券時価引継	495	434	△60
退職給付信託設定益	659	659	0
その他	371	329	△41
繰延税金資産の純額	6, 636	5, 673	△962

# (4) 預金

預金は、前連結会計年度末比2兆3,790億円減少して109兆7,603億円となりました。

国内個人預金[単体]が4,526億円、海外支店[単体]が10,496億円、それぞれ増加する一方、国内法 人預金その他[単体]が3兆4,809億円減少しました。

	前連結 会計年度 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前連結 会計年度比 (億円) (B-A)
預金	1, 121, 394	1, 097, 603	△23, 790
うち国内個人預金[単体]	558, 138	562, 664	4, 526
うち国内法人預金その他 [単体]	413, 597	378, 788	△34, 809
うち海外支店[単体]	84, 810	95, 307	10, 496

<sup>(</sup>注) 「国内個人預金[単体]」および「国内法人預金その他[単体]」は、特別国際金融取引勘定分を除いて おります。

#### (5) 純資産の部

純資産の部合計は、利益剰余金の増加を主因に前連結会計年度末比531億円増加して8兆9,605億円 となりました。

その他有価証券評価差額金は、株価の下落により、前連結会計年度末比357億円減少して332億円のマイナスとなりました。また少数株主持分は、前連結会計年度末比1,308億円減少して1兆2,177億円となりました。

	前連結 会計年度 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前連結 会計年度比 (億円) (B-A)
純資産の部合計	89, 074	89, 605	531
うち資本金	17, 119	17, 119	_
うち資本剰余金	38, 782	38, 782	_
うち利益剰余金	22, 999	24, 960	1, 961
うち自己株式	$\triangle 2,500$	$\triangle 2,500$	_
うちその他有価証券評価差額金	25	$\triangle 332$	△357
うち少数株主持分	13, 486	12, 177	△1,308

#### 3. 連結自己資本比率(国際統一基準)

自己資本は、補完的項目の減少を主因に、前連結会計年度末比1,804億円減少して11兆2,892億円となりました。

リスク・アセットは、前連結会計年度末比5兆6,885億円減少して66兆7,969億円となりました。

以上より、連結自己資本比率(国際統一基準)は、前連結会計年度末比1.07ポイント増加して16.90%、Tier1比率は、前連結会計年度末比1.09ポイント増加して12.52%となりました。

		前連結 会計年度 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前連結 会計年度比 (億円) (B-A)
基本的項目 (Tier 1)	1	82, 841	83, 660	819
補完的項目 (Tier 2)	2	34, 835	32, 239	$\triangle 2,595$
準補完的項目(Tier3)	3	_	_	_
控除項目	4	2, 979	3, 008	28
自己資本=①+②+③-④	(5)	114, 697	112, 892	△1,804
リスク・アセット	6	724, 855	667, 969	△56, 885
連結自己資本比率=⑤÷⑥		15.82%	16.90%	1.07%
Tier 1 比率=①÷⑥		11. 42%	12. 52%	1.09%

<sup>(</sup>注) 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき 算出しております。

# 4. キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動においては、前中間連結会計期間比4兆6,582億円収入が減少して2兆7,322億円の収入となる一方、投資活動においては、前中間連結会計期間比4兆6,038億円支出が減少して2兆2,790億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは前中間連結会計期間比3,286億円支出が減少して5,107億円の支出となりました。

現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前中間連結会計期間比482億円増加して3兆 1,173億円となりました。

#### 5. 事業部門別収益

当中間連結会計期間の内部管理上の区分けを基準とした事業部門別収益状況は、次のとおりです。

### [各事業部門の主な担当業務]

リテール部門 : 国内の個人に対する金融サービスの提供 法人部門 : 国内の企業に対する金融サービスの提供

国際部門 : 海外の個人・企業に対する金融サービスの提供

うちUNBC: UnionBanCal Corporation(米国Union Bank, N.A. を子会社として保有する銀行

持株会社)

市場部門 : 為替・資金・証券の対顧客・対市場取引および流動性管理・資金繰り管理

その他部門 : 部門間調整や出資金収支、事務決済、カストディ業務など

	(億円)		リテール 部門	法人部門	国際部門	UNBC	市場部門	その他部門	合計
1	業務粗利益		3, 298	3, 459	3, 005	1, 356	3, 321	△184	12, 900
	単	体	2,802	3, 324	1, 292	_	3, 294	△281	10, 432
		金利収支	2, 284	1, 859	672	_	896	48	5, 761
		非金利収支	517	1, 465	619	_	2, 398	△329	4,670
Ī	子	会社	496	134	1,712	1, 356	27	96	2, 468
Ĭ	圣費		2, 296	1, 694	1,840	905	217	559	6, 608
,	営業	純益	1,001	1, 764	1, 164	451	3, 104	△744	6, 292

(注)1 連結業務純益の内部取引消去等連結調整前の計数(子会社からの配当収入のみ消去)です。 社内管理のために算出した損益であり、財務会計上の損益とは一致しません。

2 その他部門の業務粗利益では、子会社からの配当収入、および株式会社三菱UF Jフィナンシャル・グループ宛貸出収益を控除しております。

## (1) リテール部門

市場金利低下の影響で円預金が不振だったものの、投資信託・保険の販売が堅調に推移したほか、引続き経費圧縮に努めました。

### (2) 法人部門

市場金利低下や資金需要低迷により預金や貸出が不振だったものの、ストラクチャードファイナンス等を中心にソリューション業務が堅調に推移したほか、経費圧縮にも努めました。

## (3) 国際部門

アジア非日系企業向けを中心した貸出資金収益の増加や、欧米CIB関連収益の増加等により粗利益が引続き伸張しました。

#### (4) 市場部門

円外金利が低位安定する中、積極的なポジション運営と機動的な操作で資金収益および売買益を積み上げました。

# 第3 【設備の状況】

# 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完了した新設、増改築等の計画は、次のとおりであります。

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行	_	多摩ビジネ スセンター	7 1 1 7 1 H	電源設備の更新	ı	1	平成23年6月

<sup>(</sup>注) 当行グループでは、資産をセグメントに配分していないため、セグメント情報に関連付けた記載を省略して おります。

# 2 【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、増改築等のうち、当中間連結会計期間中に重要な変更のあったものは、次のとおりであります。

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	変更の内容
海外連結 子会社	UnionBanCal Corporation	-	_	基幹業務システムの更改	設備計画の見直しによる 開発中止

<sup>(</sup>注) 当行グループでは、資産をセグメントに配分していないため、セグメント情報に関連付けた記載を省略して おります。

当中間連結会計期間中に、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

	会社名	店舗名	所在地	区分	設備の内容	投資予 (百)	定金額 5円)	資金調達	着手年月	完了予定
		その他				総額	既支払額	方法		年月
当行	_	_	_	新設・ 拡充	IFRS (国際財務報告基準) 計数算出システムの構築	20, 628	2, 676	自己資金	平成21年10 月	平成25年 6 月

- (注) 1 上記設備計画の記載金額には、消費税および地方消費税を含んでおりません。
  - 2 投資予定金額には外貨が含まれており、円貨建に換算しております。
  - 3 当行グループでは、資産をセグメントに配分していないため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

# 第4 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
  - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33, 000, 000, 000
第二種優先株式	100, 000, 000
第四種優先株式	79, 700, 000
第六種優先株式	1, 000, 000
第七種優先株式	177, 000, 000
計	33, 357, 700, 000

# ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12, 350, 038, 122	同左	_	(注)1、2、3
第一回第二種優先株式	100, 000, 000	同左	_	(注)1、2、4
第一回第四種優先株式	79, 700, 000	同左	_	(注)1、2、4
第一回第六種優先株式	1, 000, 000	同左	_	(注)1、2、4
第一回第七種優先株式	177, 000, 000	同左	_	(注)1、2、4
計	12, 707, 738, 122	同左	_	_

- (注) 1 普通株式、各優先株式いずれも、単元株式数は1,000株であり、定款において会社法第322条第2項に関する定めをしておりません。
  - 2 普通株式と各優先株式では、財務政策上の柔軟性を確保するために議決権などの内容が異なっております。
  - 3 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。
  - 4 各優先株式の内容は次のとおりであります。
    - (1) 優先配当金

#### ①優先配当金

当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(以下かかる配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記④に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

第二種優先株式 1 株につき年60円 第四種優先株式 1 株につき年18円60銭 第六種優先株式 1 株につき年210円90銭 第七種優先株式 1 株につき年115円

#### ②非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の 額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

#### ③非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

#### ④優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(以下かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。)を行う。

第二種優先株式 1 株につき30円 第四種優先株式 1 株につき9円30銭 第六種優先株式 1 株につき105円45銭 第七種優先株式 1 株につき57円50銭

#### (2) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録 株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。

第二種優先株式 第四種優先株式 第六種優先株式 第七種優先株式 1株につき2,000円 第六種優先株式 1株につき5,700円 第七種優先株式 1株につき2,500円

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記の外、残余財産の分配は行わない。

#### (3) 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。

(4) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。 当行は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当行は、優先株主には株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。

#### (5) 取得条項

当行は、第六種優先株式発行後、平成24年11月13日以降は、当該優先株式1株につき5,700円の金銭の交付と引換えに、当該優先株式の発行後に当行が別途取締役会の決議で定める一定の日に、当該優先株式の全部又は一部を取得することができる。

当行は、第七種優先株式発行後、平成26年4月1日以降は、当該優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに、当該優先株式の発行後に当行が別途取締役会の決議で定める一定の日に、当該優先株式の全部又は一部を取得することができる。

一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。

#### (6) 優先順位

各優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当ありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

### (5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式	発行済株式	資本金	資本金	資本準備金	資本準備金
	総数増減数	総数残高	増減額	残高	増減額	残高
	(千株)	(千株)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
平成23年4月1日~ 平成23年9月30日	_	12, 707, 738	_	1, 711, 958, 103	_	1, 711, 958, 103

# (6) 【大株主の状況】

# 所有株式数別

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱UF Jフィナン シャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	12, 506, 038	98. 41
(自己保有株式) 株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	200, 700	1.57
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	1,000	0.00
計	_	12, 707, 738	100.00

### 所有議決権数別

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社三菱UFJフィナン シャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	12, 350, 038	100.00
<b>#</b>		12, 350, 038	100.00

# (7) 【議決権の状況】

# ① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(材	朱)	議決権の数(個)	内容
	第一回第二種優先株式	100, 000, 000	_	1 [株式等の状況]
無議決権株式	第一回第四種優先株式	79, 700, 000	_	の(1)[株式の総数
無残久作水人	第一回第六種優先株式	1, 000, 000	_	等]に記載しており
	第一回第七種優先株式	177, 000, 000	_	ます。
議決権制限株式(自己株式等)	_	-	_	_
議決権制限株式(その他)	_		_	_
完全議決権株式(自己株式等)	_		_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式	12, 350, 038, 000	12, 350, 038	株主としての権利 内容に制限のない、標準となる株 式であります。
単元未満株式	普通株式	122	_	
発行済株式総数		12, 707, 738, 122	_	_
総株主の議決権			12, 350, 038	

# ② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
_	_	_	_	_	_
計	_	_	_		_

<sup>(</sup>注) 無議決権株式のうち、第一回第二種優先株式100,000,000株、第一回第四種優先株式79,700,000株及び第一回第七種優先株式21,000,000株は自己株式であります。

# 2 【株価の推移】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

# 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

# 第5 【経理の状況】

- 1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11 年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に定める分類に準じて記載しております。
- 2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵 省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法 施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に定める分類に準じて記載しております。
- 3 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)の中間財務諸表は、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。

## 1【中間連結財務諸表等】

#### (1)【中間連結財務諸表】

①【中間連結貸借対照表】

前連結会計年度 当中間連結会計期間 (平成23年3月31日) (平成23年9月30日) 資産の部 **※**7 **※**7 8,034,314 現金預け金 7,822,682 コールローン及び買入手形 289, 132 276, 409 買現先勘定 ×2. **※**2 846,052 950, 862 **※**2 **※**2 債券貸借取引支払保証金 751, 482 2, 034, 740 **※**7 買入金銭債権 2,660,240 2,689,123 **※**7 特定取引資産 **※**7 6, 761, 295 6, 730, 697 金銭の信託 276,662 257, 491 **%**1, **%**2, **%**7, **%**13 **%**1, **%**2, **%**7, **%**13 有価証券 58, 457, 111 61, 805, 299 **%**2, **%**3, **%**4, **%**5, **%**6, **%**7, **%**8 **%**2, **%**3, **%**4, **%**5, **%**6, **%**7, **%**8 貸出金 69, 703, 056 70, 171, 754 外国為替 **※**2 1, 130, 329 **※**2 1, 220, 387 その他資産 5,077,070 7, 752, 627 **※**9, **※**10 有形固定資産 1,076,529 **※**9, **※**10 1,074,407 無形固定資産 602,842 599, 367 繰延税金資産 710,956 609, 143 支払承諾見返 **※**13 7, 206, 874 **※**13 6, 722, 969 貸倒引当金  $\triangle$ 929, 463 △864, 020 資産の部合計 163, 123, 183 169, 385, 245 負債の部 預金 **※**7 **※**7 112, 139, 455 109, 760, 374 譲渡性預金 8, 179, 066 7, 326, 737 コールマネー及び売渡手形 **※**7 **※**7 1, 332, 796 1, 277, 948 売現先勘定 **※**7 **※**7 4, 775, 168 7, 123, 063 債券貸借取引受入担保金 624, 711 1,830,868 コマーシャル・ペーパー 101,688 280, 511 **※**7 特定取引負債 **※**7 4, 301, 567 4,656,704 **%**2, **%**7, **%**11 **%**2, **%**7, **%**11 借用金 4, 799, 749 6, 237, 479 外国為替 ※2 688, 185 677, 966 短期社債 96, 958 111, 951 社債 **※**12 **※**12 5, 253, 896 5, 038, 041 その他負債 4, 453, 859 9,010,941 賞与引当金 21,849 22, 943 役員賞与引当金 141 48 退職給付引当金 33, 458 32,876 役員退職慰労引当金 522 420 ポイント引当金 902 1,227 偶発損失引当金 54, 707 47, 719 特別法上の引当金 863 806 繰延税金負債 23, 968 29,921 再評価に係る繰延税金負債 180, 195 178, 321 **※**7, **※**13 **※**7, **※**13 7, 206, 874 支払承諾 6, 722, 969 負債の部合計 154, 215, 738 160, 424, 693

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	1, 711, 958	1, 711, 958
資本剰余金	3, 878, 275	3, 878, 275
利益剰余金	2, 299, 904	2, 496, 006
自己株式	△250, 000	△250, 000
株主資本合計	7, 640, 138	7, 836, 240
その他有価証券評価差額金	2, 568	△33, 208
繰延ヘッジ損益	48, 332	60, 022
土地再評価差額金	<sup>*9</sup> 216, 668	<sup>**9</sup> 214, 182
為替換算調整勘定	△314, 199	△302, 230
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額	△34, 691	△32, 230
その他の包括利益累計額合計	△81, 320	△93, 464
少数株主持分	1, 348, 627	1, 217, 776
純資産の部合計	8, 907, 445	8, 960, 552
負債及び純資産の部合計	163, 123, 183	169, 385, 245

(単位:百万円)

		(単位:百万円)
	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
経常収益	1, 655, 514	1, 714, 655
資金運用収益	960, 718	910, 091
(うち貸出金利息)	621, 958	590, 240
(うち有価証券利息配当金)	223, 068	224, 855
信託報酬	5, 809	5, 531
役務取引等収益	311, 174	314, 345
特定取引収益	76, 425	60, 549
その他業務収益	225, 463	327, 818
その他経常収益	<sup>*1</sup> 75, 922	<sup>*1</sup> 96, 319
経常費用	1, 173, 968	1, 178, 085
資金調達費用	193, 755	174, 763
(うち預金利息)	90, 285	71, 762
役務取引等費用	63, 501	63, 861
その他業務費用	29, 760	85, 055
営業経費	670, 423	664, 541
その他経常費用	*2 216, 527	*2 189, 863
経常利益	481, 546	536, 570
特別利益	29, 522	2, 706
固定資産処分益	909	2, 648
金融商品取引責任準備金取崩額	379	57
償却債権取立益	26, 304	_
その他の特別利益	1, 928	_
特別損失	21, 881	7, 019
固定資産処分損	3, 111	4, 458
減損損失	2, 936	2, 560
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	15, 833	_
税金等調整前中間純利益	489, 187	532, 257
法人税、住民税及び事業税	33, 261	93, 265
法人税等調整額	98, 689	82, 619
法人税等合計	131, 951	175, 884
少数株主損益調整前中間純利益	357, 236	356, 372
少数株主利益	33, 582	30, 428
中間純利益	323, 653	325, 944

少数株主に係る中間包括利益

		(単位:百万円)
	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	357, 236	356, 372
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△81, 208	△37, 483
繰延ヘッジ損益	△8, 678	12, 252
為替換算調整勘定	△37, 018	11, 928
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額	2, 800	2, 460
持分法適用会社に対する持分相当額	△686	1, 165
その他の包括利益合計	△124, 792	△9,676
中間包括利益	232, 443	346, 696
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	199, 129	316, 287

33, 314

30, 409

(単位:百万円)

		(単位:百万円
	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1, 711, 958	1, 711, 958
当中間期末残高	1, 711, 958	1, 711, 958
資本剰余金		
当期首残高	3, 878, 275	3, 878, 275
当中間期末残高	3, 878, 275	3, 878, 275
利益剰余金		
当期首残高	1, 854, 127	2, 299, 904
当中間期変動額		
剰余金の配当	△142 <b>,</b> 491	△132, 328
中間純利益	323, 653	325, 944
土地再評価差額金の取崩	△953	2, 485
当中間期変動額合計	180, 208	196, 101
当中間期末残高	2, 034, 336	2, 496, 006
自己株式		
当期首残高	_	△250,000
当中間期変動額		
自己株式の取得	△250, 000	_
当中間期変動額合計	△250, 000	_
当中間期末残高	△250, 000	△250, 000
株主資本合計		·
当期首残高	7, 444, 361	7, 640, 138
当中間期変動額	, ,	, ,
剰余金の配当	$\triangle 142, 491$	△132, 328
中間純利益	323, 653	325, 944
自己株式の取得	△250 <b>,</b> 000	_
土地再評価差額金の取崩	△953	2, 485
当中間期変動額合計	△69, 791	196, 101
当中間期末残高	7, 374, 569	7, 836, 240

	)	(単位:自力円)
	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	226, 987	2, 568
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	△79, 410	△35, 776
当中間期変動額合計	△79 <b>,</b> 410	$\triangle 35,776$
当中間期末残高	147, 577	△33, 208
繰延へッジ損益		
当期首残高	105, 955	48, 332
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	△8, 549	11,689
当中間期変動額合計	△8, 549	11, 689
当中間期末残高	97, 405	60, 022
土地再評価差額金		
当期首残高	217, 470	216, 668
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	953	$\triangle 2,485$
当中間期変動額合計	953	△2, 485
当中間期末残高	218, 424	214, 182
為替換算調整勘定		
当期首残高	△201, 194	△314, 199
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	△39, 364	11, 968
当中間期変動額合計	△39, 364	11, 968
当中間期末残高	△240, 559	△302, 230
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額		
当期首残高	△36, 930	△34, 691
当中間期変動額	•	,
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	2, 800	2, 460
当中間期変動額合計	2,800	2, 460
当中間期末残高	△34, 129	△32, 230
その他の包括利益累計額合計	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
当期首残高	312, 288	△81, 320
当中間期変動額	31 <b>2, 2</b> 33	,
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	△123, 570	△12, 143
当中間期変動額合計	△123, 570	△12, 143

			(十四・口/4/1/
		前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主持分			
当期首残高		1, 543, 922	1, 348, 627
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 額)	(純	△9, 855	△130, 851
当中間期変動額合計		△9, 855	△130, 851
当中間期末残高		1, 534, 067	1, 217, 776
純資産合計			
当期首残高		9, 300, 572	8, 907, 445
当中間期変動額			
剰余金の配当		△142 <b>,</b> 491	△132, 328
中間純利益		323, 653	325, 944
自己株式の取得		△250, 000	_
土地再評価差額金の取崩		△953	2, 485
株主資本以外の項目の当中間期変動額 額)	(純	△133, 426	△142, 995
当中間期変動額合計		△203, 217	53, 106
当中間期末残高		9, 097, 354	8, 960, 552

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	489, 187	532, 25
減価償却費	74, 515	76, 02
減損損失	2, 936	2, 560
のれん償却額	8, 466	7, 29
持分法による投資損益(△は益)	7, 544	$\triangle 4,320$
貸倒引当金の増減 (△)	△61, 694	△64, 63
賞与引当金の増減額(△は減少)	901	1, 09
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△93	$\triangle 9$
退職給付引当金の増減額(△は減少)	426	△47
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△88	△10
ポイント引当金の増減額(△は減少)	363	32
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	$\triangle 5,509$	$\triangle 6,90$
資金運用収益	△960, 718	△910, 09
資金調達費用	193, 755	174, 76
有価証券関係損益(△)	△123, 922	△106, 39
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	$\triangle 0$	△28
為替差損益(△は益)	660, 588	550, 89
固定資産処分損益(△は益)	2, 201	1,80
特定取引資産の純増(△)減	△278, 791	30, 90
特定取引負債の純増減 (△)	1, 026, 173	355, 26
約定済未決済特定取引調整額	△98, 349	14, 56
貸出金の純増(△)減	5, 373, 992	511, 96
預金の純増減(△)	△1, 140, 364	$\triangle 2, 424, 01$
譲渡性預金の純増減 (△)	△540, 218	△850, 40
借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減 (△)	38, 407	1, 411, 40
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減	38, 348	206, 58
コールローン等の純増(△)減	245, 693	$\triangle 115,44$
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	3, 201, 616	$\triangle 1, 283, 25$
コールマネー等の純増減 (△)	900, 159	2, 393, 82
コマーシャル・ペーパーの純増減(△)	△36, 534	179, 77
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	$\triangle 2, 144, 065$	1, 206, 15
外国為替(資産)の純増(△)減	△60, 419	△87, 68
外国為替(負債)の純増減(△)	△9, 107	$\triangle 12, 12$
短期社債(負債)の純増減(△)	△1, 994	14, 99
普通社債発行及び償還による増減(△)	78, 497	38, 76
資金運用による収入	983, 690	988, 25
資金調達による支出	△213, 264	△191, 32
その他	△225, 932	152, 03
小青	7, 426, 397	2, 793, 96
法人税等の支払額	△47, 538	△66, 73
法人税等の還付額	11, 617	5, 03
営業活動によるキャッシュ・フロー	7, 390, 475	2, 732, 27

		(単位:自力円)
	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△48, 327, 034	△92, 191, 343
有価証券の売却による収入	20, 189, 841	85, 196, 733
有価証券の償還による収入	21, 356, 197	4, 786, 497
金銭の信託の増加による支出	△187, 335	△224, 567
金銭の信託の減少による収入	196, 563	226, 137
有形固定資産の取得による支出	△21, 898	△27, 533
無形固定資産の取得による支出	△41, 667	△52, 204
有形固定資産の売却による収入	10, 032	7, 424
無形固定資産の売却による収入	114	0
事業譲受による支出	△57, 388	-
その他	△259	△155
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6, 882, 833	△2, 279, 009
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	10,000	40,000
劣後特約付借入金の返済による支出	△40, 000	△35, 500
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行によ る収入	71, 700	239, 000
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還によ る支出	$\triangle 452,374$	$\triangle 471,381$
少数株主からの払込みによる収入	1, 500	637
少数株主への払戻による支出	△333	△130
優先株式等の償還等による支出	_	△120, 000
配当金の支払額	△142, 491	△132, 328
少数株主への配当金の支払額	△33, 304	△31, 038
自己株式の取得による支出	△250, 000	_
子会社の自己株式の取得による支出	△4, 117	_
子会社の自己株式の処分による収入	8	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△839, 413	△510, 741
現金及び現金同等物に係る換算差額	△48, 412	3, 268
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△380, 183	△54, 213
現金及び現金同等物の期首残高	3, 449, 274	3, 171, 595
現金及び現金同等物の中間期末残高	*1 3, 069, 090	<sup>*1</sup> 3, 117, 382

#### 【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(1) 連結子会社 135社

主要な会社名

カブドットコム証券株式会社

UnionBanCal Corporation

(連結の範囲の変更)

BTMU LF Capital LLC他1社は新規設立により、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。 また、BTMU Preferred Capital Limited他1社は、清算により子会社でなくなったため、当中間連結会計期間より連結の範囲から除いております。

(2) 非連結子会社 該当ありません。

(3) 他の会社等の議決権(業務執行権)の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

該当ありません。

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項 該当ありません。

## 2 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 49社

主要な会社名

株式会社池田泉州ホールディングス

株式会社中京銀行

(持分法適用の範囲の変更)

BOT Lease (Tianjin) Co., Ltd. は、新規設立により、当中間連結会計期間より持分法を適用しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

主要な会社名

SCB Leasing Public Company Limited

持分法非適用の関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

当中間連結会計期間

- (自 平成23年4月1日
- 至 平成23年9月30日)
- (5) 他の会社等の議決権(業務執行権)の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称

株式会社京都コンステラ・テクノロジーズ

株式会社パスト

ファルマフロンティア株式会社

株式会社Spring

株式会社テクトム

株式会社エリマキ

株式会社シー・オー・シー

(関連会社としなかった理由)

ベンチャーキャピタル事業等を営む連結子会社が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的等とする営業取引として株式等を所有しているのであって、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。

### 3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) (1)連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 1月24日 1社 3月1日 1社

 4月末日
 1社

 6月末日
 87社

 7月24日
 8社

 7月末日
 1社

 8月末日
 1社

 9月末日
 35社

- (2) 1月24日を中間決算日とする連結子会社は、7月24日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。
  - 3月1日を中間決算日とする連結子会社は、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。
  - 4月末日を中間決算日とする連結子会社は、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。

#### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(B) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(A)と同じ方法により行っております。

なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、原則として時価法により行っております。

#### (4) 減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物: 15年~50年 その他: 2年~20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として3年~10年)に対応して定額法により償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### (5) 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

また、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

#### 当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

#### (6) 貸倒引当金の計上基準

当行及び国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は646,527百万円(前連結会計年度末は798,744百万円)であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

#### (7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

#### (8) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

#### (9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

#### (A) 過去勤務債務

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理

#### (B) 数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により 按分した額をそれぞれ主として発生の翌連結会計年度から費用処理

#### 当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

## (10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、当行の連結子会社が、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### (11)ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

#### (12) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

#### (13)特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた 事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引 業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

## (14)外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

#### (15)リース取引の処理方法

#### (借手側)

当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## (貸手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、 収益及び費用の計上基準については、売上高を「その他経常収益」に含めて計上せずに、利息相当額を各期へ 配分する方法によっております。

#### 当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

#### (16) 重要なヘッジ会計の方法

#### (イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施しておりました多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は912百万円(前連結会計年度末は2,322百万円)(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は782百万円(前連結会計年度末は1,801百万円)(同前)であります。

#### (ロ)為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計について、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

また、外貨建関連会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。

## (ハ)連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間連結会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。

#### (17) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期性預け金と譲渡性預け金以外のものであります。

## (18)消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計年度の費用に計上しております。

## (19) 手形割引及び再割引の会計処理

手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。

#### (20)在外子会社の会計処理基準

在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、それら を連結決算手続き上利用しております。

なお、在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準以外の各所在地国で公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されている場合には、米国会計基準に準拠して修正しております。

また、連結決算上必要な修正を実施しております。

## 【追加情報】

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(平成21年12月4日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(平成21年12月4日 企業会計基準委員会)を適用しております。

なお、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に基づき、当中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。

## 【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)

- ※1 有価証券には、関連会社の株式174,389百万円及 び出資金6,880百万円を含んでおります。
- ※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価 証券が、「有価証券」に249,875百万円含まれてお ります。

消費貸借契約により借り入れている有価証券及び 買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券 等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分 できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れ ている有価証券は256,055百万円、再貸付に供して いる有価証券は845百万円、当連結会計年度末に当 該処分をせずに所有しているものは2,107,336百万 円であります。

手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は820,081百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は8,045百万円であります。

※3 貸出金のうち、破綻先債権額は46,476百万円、延 滞債権額は842,888百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は138,892 百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の 支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延してい る貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないも のであります。

※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は428,396百 万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建 又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利 息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債 務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債 権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない ものであります。 当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)

- ※1 有価証券には、関連会社の株式185,935百万円及 び出資金6,567百万円を含んでおります。
- ※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価 証券が、「有価証券」に59,985百万円含まれており ます

消費貸借契約により借り入れている有価証券及び 買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券 等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分 できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れ ている有価証券は546,675百万円、再貸付に供して いる有価証券は135百万円、当中間連結会計期間末 に当該処分をせずに所有しているものは5,650,749 百万円であります。

手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は853,021百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は4,978百万円であります。

※3 貸出金のうち、破綻先債権額は37,653百万円、延 滞債権額は882,262百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は79,107百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の 支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延してい る貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないも のであります。

※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は472,091百 万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建 又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利 息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債 務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債 権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない ものであります。

## 前連結会計年度 (平成23年3月31日)

※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権 額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,456,653百 万円であります。

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当 金控除前の金額であります。

※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産

	百万円
現金預け金	4, 015
有価証券	908, 674
貸出金	3, 207, 136
その他資産	73, 066
担保資産に対応する債務	

西万円 預金 285,157 コールマネー及び売渡手形 480,000 特定取引負債 62,999 借用金 3,041,261 その他負債 56,200 支払承諾 597

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金10,851百万円、買入金銭債権116,977百万円、特定取引資産390百万円、有価証券18,546,216百万円及び貸出金3,346,386百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は846,106百万円、有価証券は4,486,614百万円であり、対応する売現先勘定は4,763,735百万円、債券貸借取引受入担保金は614,479百万円であります。

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は56,226,104百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに 終了するものであるため、融資未実行残高そのもの が必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保 全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結 子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約 極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて 不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後 も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき 顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直 し、与信保全上の措置等を講じております。

## 当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)

※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権 額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,471,114百 万円であります。

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当 金控除前の金額であります。

※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産

	百万円
現金預け金	2, 255
有価証券	1, 919, 357
貸出金	3, 571, 986
その他資産	73, 218

担保資産に対応する債務

百万円 預金 157,327 コールマネー及び売渡手形 530,000 特定取引負債 53,836 借用金 4,525,615 その他負債 56,198 支払承諾 519

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金1,218百万円、買入金銭債権108,302百万円、有価証券10,824,085百万円及び貸出金3,203,220百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は933,441百万円、有価証券は8,956,343百万円であり、対応する売現先勘定は7,093,704百万円、債券貸借取引受入担保金は1,810,695百万円であります。

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は57,242,292百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに 終了するものであるため、融資未実行残高そのもの が必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保 全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結 子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約 極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて 不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後 も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき 顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直 し、与信保全上の措置等を講じております。

## 前連結会計年度 (平成23年3月31日)

※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。

- ※10 有形固定資産の減価償却累計額 869,040百万円
- ※11 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位 である旨の特約が付された劣後特約付借入金 500,500百万円が含まれております。
- ※12 社債には、劣後特約付社債3,094,811百万円が含まれております。
- ※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,151,991百万円であります。

## 当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)

※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。

- ※10 有形固定資産の減価償却累計額 881,487百万円
- ※11 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位 である旨の特約が付された劣後特約付借入金 505,000百万円が含まれております。
- ※12 社債には、劣後特約付社債2,841,094百万円が含まれております。
- ※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,912,645百万円であります。

## (中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間		
(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日		
至 平成22年9月30日)	至 平成23年9月30日)		
※1 その他経常収益には、株式等売却益32,265百万円	※1 その他経常収益には、貸倒引当金戻入益20,157百		
及びリース業を営む連結子会社に係る受取リース料	万円、償却債権取立益22,948百万円、株式等売却益		
等12,540百万円を含んでおります。	14,780百万円及びリース業を営む連結子会社に係る		
	受取リース料等12,328百万円を含んでおります。		
※2 その他経常費用には、貸出金償却75,249百万円、	※2 その他経常費用には、貸出金償却45,682百万円及		
株式等償却45,497百万円、貸倒引当金繰入額40,042	び株式等償却105,012百万円を含んでおります。		
百万円及び株式等売却損21,852百万円を含んでおり			
ます。			

## (中間連結株主資本等変動計算書関係)

- I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
  - 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	12, 350, 038	_	_	12, 350, 038	
第一回第二種優先株式	100,000	_	_	100, 000	
第一回第四種優先株式	79, 700	_	_	79, 700	
第一回第六種優先株式	1,000	_	_	1,000	
第一回第七種優先株式	177, 000	_	_	177, 000	
合計	12, 707, 738	_	_	12, 707, 738	
自己株式					
第一回第二種優先株式	_	100,000	_	100, 000	(注)
第一回第四種優先株式	79, 700	_	_	79, 700	
第一回第七種優先株式	21,000	_	_	21,000	
合計	100, 700	100,000	_	200, 700	

- (注) 第一回第二種優先株式の自己株式の増加100,000千株は、取得条項に基づき全数を取得したことによる増加であります。
- 2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当ありません。
- 3 配当に関する事項
  - (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
	普通株式	130, 416	10. 56	平成22年3月31日	平成22年6月28日
平成22年6月28日 定時株主総会	第一回第二種優先株式	3, 000	30.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日
	第一回第六種優先株式	105	105. 45	平成22年3月31日	平成22年6月28日
	第一回第七種優先株式		57. 50	平成22年3月31日	平成22年6月28日

# (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
	普通株式	123, 253	その他 利益剰余金	9. 98	平成22年9月30日	平成22年11月16日
平成22年11月15日 取締役会	第一回第六種 優先株式	105	その他 利益剰余金	105. 45	平成22年9月30日	平成22年11月16日
	第一回第七種 優先株式	8, 970	その他 利益剰余金	57. 50	平成22年9月30日	平成22年11月16日

## Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	12, 350, 038	_	_	12, 350, 038	
第一回第二種優先株式	100,000	_	_	100,000	
第一回第四種優先株式	79, 700	_	_	79, 700	
第一回第六種優先株式	1,000	_	_	1,000	
第一回第七種優先株式	177, 000	_		177, 000	
合計	12, 707, 738	_		12, 707, 738	
自己株式					
第一回第二種優先株式	100,000	_	_	100, 000	
第一回第四種優先株式	79, 700	_	_	79, 700	
第一回第七種優先株式	21,000	_	_	21,000	
合計	200, 700	_	_	200, 700	

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当ありません。

## 3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
	普通株式	123, 253	9. 98	平成23年3月31日	平成23年6月28日
平成23年6月28日 定時株主総会	第一回第六種優先株式	105	105. 45	平成23年3月31日	平成23年6月28日
	第一回第七種優先株式	8, 970	57. 50	平成23年3月31日	平成23年6月28日

# (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
	普通株式	72, 741	その他 利益剰余金	5.89	平成23年9月30日	平成23年11月15日
平成23年11月14日 取締役会	第一回第六種 優先株式	105	その他 利益剰余金	105. 45	平成23年9月30日	平成23年11月15日
	第一回第七種 優先株式	8, 970	その他 利益剰余金	57. 50	平成23年9月30日	平成23年11月15日

# (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期 (自 平成22年4月1 至 平成22年9月3	L B	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)		
※1 現金及び現金同等物の中間期	末残高と中間連結貸	※1 現金及び現金同等物の中間期	末残高と中間連結貸	
借対照表に掲記されている科目	の金額との関係	借対照表に掲記されている科目	の金額との関係	
平成22年9月30日現在		平成23年9月30日現在		
	百万円		百万円	
現金預け金勘定	5, 864, 383	現金預け金勘定	7, 822, 682	
定期性預け金及び 譲渡性預け金	△2, 795, 292	定期性預け金及び 譲渡性預け金	△4, 705, 300	
現金及び現金同等物	3, 069, 090	現金及び現金同等物	3, 117, 382	

(リース取引関係)

- 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するファイナンス・リース取引(売買処理している在外子会社におけるものを除く)
  - (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額前連結会計年度(平成23年3月31日)

(借手側)

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	年度末残高相当額 (百万円)
有形固定資産	56, 555	43, 349	13, 205
無形固定資産	1, 231	1, 056	174
合計	57, 786	44, 405	13, 380

(注)取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が 低いため、支払利子込み法によっております。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日) (借手側)

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間連結会計期間末 残高相当額 (百万円)
有形固定資産	41, 604	32, 682	8, 921
無形固定資産	332	239	93
合計	41, 936	32, 921	9, 014

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計 期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

## (2) 未経過リース料期末残高相当額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日) (百万円)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日) (百万円)
1年内	6, 686	4, 166
1年超	6, 704	4, 847
合計	13, 391	9, 014

(注)未経過リース料中間連結会計期間末(年度末)残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末(年度末)残高が有形固定資産の中間連結会計期間末(年度末)残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

## (3) 支払リース料及び減価償却費相当額

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) (百万円)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) (百万円)
支払リース料	6, 413	3, 805
減価償却費相当額	6, 413	3, 805

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 (借手側)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日) (百万円)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日) (百万円)
1年内	24, 652	23, 013
1年超	125, 380	126, 918
合計	150, 033	149, 932

# (貸手側)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日) (百万円)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日) (百万円)
1年内	16, 882	12, 298
1年超	57, 242	41, 687
合計	74, 124	53, 985

## (金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

I 前連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません ((注2)参照)。

(単位:百万円)

		(単位:白万		
	連結貸借対照表 計上額	時価	差額	
(1) 現金預け金	8, 034, 314	8, 034, 314	_	
(2) コールローン及び買入手形	289, 132	289, 132	_	
(3) 買現先勘定	846, 052	846, 052	_	
(4) 債券貸借取引支払保証金	751, 482	751, 482	_	
(5) 買入金銭債権(*1)	2, 660, 240	2, 688, 455	28, 214	
(6) 特定取引資産	2, 326, 629	2, 326, 629	_	
(7) 金銭の信託	276, 662	276, 662	_	
(8) 有価証券				
満期保有目的の債券	252, 704	256, 692	3, 987	
その他有価証券	57, 474, 638	57, 474, 638	_	
(9) 貸出金	70, 171, 754			
貸倒引当金(*1)	△753, 421			
	69, 418, 332	69, 898, 364	480, 031	
(10)外国為替(*1)	1, 130, 329	1, 130, 329	_	
資産計	143, 460, 518	143, 972, 752	512, 233	
(1) 預金	112, 139, 455	112, 171, 926	32, 470	
(2) 譲渡性預金	8, 179, 066	8, 183, 023	3, 957	
(3) コールマネー及び売渡手形	1, 277, 948	1, 277, 948	_	
(4) 売現先勘定	4, 775, 168	4, 775, 168	_	
(5) 債券貸借取引受入担保金	624, 711	624, 711	_	
(6) コマーシャル・ペーパー	101, 688	101, 688	_	
(7) 特定取引負債	3, 038	3, 038	_	
(8) 借用金	4, 799, 749	4, 824, 310	24, 560	
(9) 外国為替	688, 185	688, 185	_	
(10) 短期社債	96, 958	96, 958	_	
(11)社債	5, 253, 896	5, 346, 857	92, 960	
負債計	137, 939, 866	138, 093, 815	153, 948	
デリバティブ取引(*2)				
ヘッジ会計が適用されていないもの	91, 723	91, 723	_	
ヘッジ会計が適用されているもの	152, 625	152, 625	_	
デリバティブ取引計	244, 349	244, 349		

- (\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、貸出金以外の科目については、対応する貸倒引当金の重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額にて計上しております。
- (\*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 満期のある預け金については、残存期間が短期間(1年以内)の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、及び(4) 債券貸借取引支払保証金 これらは、約定期間が短期間(1年以内)の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、 当該帳簿価額を時価としております。

#### (5) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格、あるいは合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を用いて評価しております。また、これらに該当しない買入金銭債権については、債権の性質上、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (6) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

#### (7) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

#### (8) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託 は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、債務不履行リスク、担保・保証による回収額及び保証料を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。

「有価証券」に含まれる変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日 企業会計基準委員会)に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当連結会計年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、当行は合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

また、証券化商品のうち、企業向け貸出資産を裏付資産とした証券化商品の一部については、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者(ブローカー又は情報ベンダー)より入手した価格の双方を勘案して算出した価額を時価としております。その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づき算出した価額を時価としております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

## (9) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、債務不履行リスク及び担保・保証による回収見込額を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。なお、個人向けの住宅ローン等の内、変動金利によるものは、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は帳簿価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

#### (10)外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、外国為替関連の短期貸付金(外国他店貸)、輸出手形・旅行小切手等(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間(1年以内)の取引が大半を占めており、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## 負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものの大半は、一定の期間毎に区分した将来キャッシュ・フローを新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた現在価値を時価としております。

- (3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、(5) 債券貸借取引受入担保金、及び(6) コマーシャル・ペーパー これらは、約定期間が短期間(1年以内)の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、 当該帳簿価額を時価としております。
- (7) 特定取引負債

トレーディング目的で売付けしている債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

#### (8) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借用金の将来キャッシュ・フローを当行あるいは連結子会社のプレミアムを加味した同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。

#### (9) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金(外国他店預り)であり、また、外国為替関連の短期借入金(外国他店借)は約定期間が短期間(1年以内)であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (10) 短期社債

短期社債は、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (11)社債

当行及び連結子会社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。一部の社債は、将来キャッシュ・フローを同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いた現在価値を時価としております。市場価格がない社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該社債の将来キャッシュ・フローを当行あるいは連結子会社のプレミアムを加味した同様の社債において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。

#### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (8) その他有価証券」には含まれておりません。

	区分	連結貸借対照表計上額(評価性引当金控除前) (百万円)
1	非上場株式(*1)(*2)	354, 321
2	組合出資金等(*2)(*3)	194, 048
3	その他(*2)	129
	合計	548, 498

- (\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時 価開示の対象とはしておりません。
- (\*2) 当連結会計年度において、非上場株式等について9,512百万円減損処理を行っております。
- (\*3) 組合出資金等は、主に、匿名組合、投資事業組合等であります。これらは市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、時価開示の対象とはしておりません。

## Ⅱ 当中間連結会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	(単位:百万円) 差額
(1) 現金預け金	7,822,682	7, 822, 682	_
(2) コールローン及び買入手形	276, 409	276, 409	_
(3) 買現先勘定	950, 862	950, 862	_
(4) 債券貸借取引支払保証金	2, 034, 740	2, 034, 740	_
(5) 買入金銭債権(*1)	2, 689, 123	2, 733, 223	44, 099
(6) 特定取引資産	1, 784, 533	1, 784, 533	
(7) 金銭の信託	257, 491	257, 491	_
(8) 有価証券	201, 491	201, 491	
満期保有目的の債券	252, 506	255, 806	3, 300
その他有価証券	60, 822, 773	60, 822, 773	
(9) 貸出金	69, 703, 056	00, 022, 113	
貸倒引当金(*1)	$\triangle$ 701, 560		
以为□亚(** I/	69, 001, 496	69, 572, 999	571, 503
   (10)外国為替(* 1)	1, 220, 387	1, 220, 387	- 371, 303 
資産計	147, 113, 007	147, 731, 910	618, 903
(1) 預金	109, 760, 374	109, 799, 541	39, 166
(2) 譲渡性預金	7, 326, 737	7, 330, 662	3, 924
(3) コールマネー及び売渡手形	1, 332, 796	1, 332, 796	
(4) 売現先勘定	7, 123, 063	7, 123, 063	_
(5) 債券貸借取引受入担保金	1, 830, 868	1, 830, 868	_
(6) コマーシャル・ペーパー	280, 511	280, 511	_
(7) 特定取引負債	11, 953	11, 953	_
(8) 借用金	6, 237, 479	6, 269, 979	32, 499
(9) 外国為替	677, 966	677, 966	——————————————————————————————————————
(10) 短期社債	111, 951	111, 951	_
(11)社債	5, 038, 041	5, 131, 377	93, 335
負債計	139, 731, 746	139, 900, 673	168, 927
デリバティブ取引(*2)	100, 101, 110	100,000,010	100,021
ヘッジ会計が適用されていないもの	172, 595	172, 595	
ヘッジ会計が適用されているもの	376, 998	376, 998	_
デリバティブ取引計	549, 593	549, 593	_

<sup>(\*1)</sup> 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、貸出金以外の科目については、対応する貸倒引当金の重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額にて計上しております。

<sup>(\*2)</sup> 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

#### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 満期のある預け金については、残存期間が短期間(1年以内)の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、及び(4) 債券貸借取引支払保証金 これらは、約定期間が短期間(1年以内)の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、 当該帳簿価額を時価としております。

#### (5) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格、あるいは合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を用いて評価しております。また、これらに該当しない買入金銭債権については、債権の性質上、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (6) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

#### (7) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

#### (8) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託 は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、債務不履行リスク、担保・保証による回収額及び保証料を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。

「有価証券」に含まれる変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日 企業会計基準委員会)に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間連結会計期間末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、当行は合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

また、証券化商品のうち、企業向け貸出資産を裏付資産とした証券化商品の一部については、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者(ブローカー又は情報ベンダー)より入手した価格の双方を勘案して算出した価額を時価としております。その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づき算出した価額を時価としております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

#### (9) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、債務不履行リスク及び担保・保証による回収見込額を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。なお、個人向けの住宅ローン等の内、変動金利によるものは、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は帳簿価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

#### (10)外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、外国為替関連の短期貸付金(外国他店貸)、輸出手形・旅行小切手等(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間(1年以内)の取引が大半を占めており、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## 負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものの大半は、一定の期間毎に区分した将来キャッシュ・フローを新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた現在価値を時価としております。

- (3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、(5) 債券貸借取引受入担保金、及び(6) コマーシャル・ペーパー これらは、約定期間が短期間(1年以内)の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、 当該帳簿価額を時価としております。
- (7) 特定取引負債

トレーディング目的で売付けしている債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

## (8) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借用金の将来キャッシュ・フローを当行あるいは連結子会社のプレミアムを加味した同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた借用金については、当該金利スワップの時価を反映しております。

## (9) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金(外国他店預り)であり、また、外国為替関連の短期借入金(外国他店借)は約定期間が短期間(1年以内)であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (10) 短期社債

短期社債は、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (11)社債

当行及び連結子会社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。一部の社債は、将来キャッシュ・フローを同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いた現在価値を時価としております。市場価格がない社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該社債の将来キャッシュ・フローを当行あるいは連結子会社のプレミアムを加味した同様の社債において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。

#### <u>デリバティブ取引</u>

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (8) その他有価証券」には含まれておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
① 非上場株式(*1)(*2)	342, 433
② 組合出資金等(*2)(*3)	194, 789
③ その他(*2)	292
合計	537, 515

- (\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時 価開示の対象とはしておりません。
- (\*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式等について3,611百万円減損処理を行っております。
- (\*3) 組合出資金等は、主に、匿名組合、投資事業組合等であります。これらは市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、時価開示の対象とはしておりません。

## (有価証券関係)

## I 前連結会計年度

- ※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭 債権」中の信託受益権等も含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

## 1 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	債券	250, 112	253, 100	2, 987
	国債	250, 112	253, 100	2, 987
	地方債	_	_	_
時価が連結貸借 対照表計上額を	社債	_	_	_
超えるもの	その他	670, 464	703, 608	33, 144
	外国債券	2, 449	3, 449	1,000
	その他	668, 014	700, 159	32, 144
	小計	920, 576	956, 708	36, 132
	債券	_	_	_
	国債	_	_	_
	地方債	_	_	_
時価が連結貸借 対照表計上額を	社債	_	_	_
超えないもの	その他	349, 776	345, 847	△3, 929
	外国債券	143	143	_
	その他	349, 633	345, 703	△3, 929
	小計	349, 776	345, 847	△3, 929
合	<del>-</del> 計	1, 270, 353	1, 302, 555	32, 202

# 2 その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	1, 467, 250	939, 473	527, 776
	債券	20, 777, 348	20, 613, 640	163, 708
	国債	17, 741, 675	17, 637, 580	104, 094
	地方債	189, 114	182, 561	6, 553
連結貸借対照表 計上額が取得原	社債	2, 846, 558	2, 793, 498	53, 060
価を超えるもの	その他	5, 713, 266	5, 527, 282	185, 984
	外国株式	173, 482	97, 747	75, 735
	外国債券	5, 026, 855	4, 958, 276	68, 579
	その他	512, 927	471, 258	41, 669
	小計	27, 957, 865	27, 080, 396	877, 469
	株式	1, 347, 432	1, 795, 479	△448, 047
	債券	22, 799, 701	22, 903, 832	△104, 131
	国債	22, 146, 543	22, 235, 862	△89, 318
	地方債	9, 993	10,000	$\triangle 6$
連結貸借対照表 計上額が取得原	社債	643, 163	657, 970	△14, 806
価を超えないも の	その他	5, 749, 161	5, 893, 635	△144, 473
	外国株式	75	77	Δ1
	外国債券	5, 123, 398	5, 216, 869	△93, 471
	その他	625, 687	676, 688	△51,001
	小計	29, 896, 295	30, 592, 947	△696, 652
合	`計	57, 854, 161	57, 673, 343	180, 817

## 3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、53,564百万円(うち、株式44,935百万円、債券その他8,628百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先

時価が取得原価に比べて下落

要注意先

時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先

時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経 営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会 社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。 要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質 破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

## Ⅱ 当中間連結会計期間

- ※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権等も含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。
  - 1 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	債券	250, 080	252, 375	2, 294
	国債	250, 080	252, 375	2, 294
	地方債	_	_	_
時価が中間連結 貸借対照表計上	社債	_	_	_
額を超えるもの	その他	800, 995	849, 065	48, 069
	外国債券	2, 426	3, 431	1,005
	その他	798, 569	845, 633	47, 063
	小計	1, 051, 076	1, 101, 440	50, 364
	債券	_	_	_
	国債	_	_	_
	地方債	_	_	_
時価が中間連結 貸借対照表計上	社債	_	_	_
額を超えないも の	その他	272, 288	269, 323	△2, 964
	外国債券	_	_	_
	その他	272, 288	269, 323	△2, 964
	小計	272, 288	269, 323	△2, 964
合	計	1, 323, 364	1, 370, 764	47, 399

# 2 その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	1, 112, 677	750, 727	361, 950
	債券	24, 175, 499	23, 984, 065	191, 433
	国債	21, 092, 656	20, 977, 285	115, 370
	地方債	193, 104	185, 104	8,000
中間連結貸借対 照表計上額が取	社債	2, 889, 738	2, 821, 676	68, 062
得原価を超える もの	その他	9, 902, 052	9, 694, 767	207, 285
	外国株式	116, 513	95, 343	21, 170
	外国債券	9, 506, 859	9, 344, 997	161, 862
	その他	278, 679	254, 427	24, 252
	小計	35, 190, 230	34, 429, 560	760, 669
	株式	1, 374, 265	1, 855, 917	△481, 652
	債券	20, 877, 366	20, 894, 082	△16, 715
	国債	20, 423, 839	20, 429, 159	△5, 319
	地方債	9, 995	10,000	$\triangle 4$
中間連結貸借対 照表計上額が取	社債	443, 531	454, 923	△11, 391
得原価を超えな いもの	その他	3, 672, 520	3, 790, 100	△117, 579
	外国株式	12, 600	15, 208	△2, 607
	外国債券	2, 677, 668	2, 702, 219	△24, 551
	その他	982, 251	1, 072, 672	△90, 420
	小計	25, 924, 152	26, 540, 100	△615, 947
A	計	61, 114, 383	60, 969, 661	144, 721

## 3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券及び関連会社株式を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、105,485百万円(うち、株式101,400百万円、債券 その他4,084百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先

時価が取得原価に比べて下落

要注意先

時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先

時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経 営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会 社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。 要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質 破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

## (金銭の信託関係)

## I 前連結会計年度

運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成23年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	照表計上額が取	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの(百万円)
運用目的及び 満期保有目的以外の 金銭の信託	228, 046	227, 824	222	381	158

<sup>(</sup>注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

## Ⅱ 当中間連結会計期間

運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成23年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)		うち中間連結貸 借対照表計上額 が取得原価を超 えないもの (百万円)
運用目的及び 満期保有目的以外の 金銭の信託	199, 575	199, 270	304	309	4

<sup>(</sup>注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

## I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	79, 460
その他有価証券	199, 389
その他の金銭の信託	222
「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」 の区分に変更した有価証券	△120, 151
繰延税金負債	△74, 730
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4, 730
少数株主持分相当額	14, 652
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	△16,814
その他有価証券評価差額金	2, 568

- (注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額12,444百万円(費用)を
  - 除いております。 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額6,127百万円(益)を含めておりま 2

## Ⅱ 当中間連結会計期間

○その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりでありま す。

	金額(百万円)
評価差額	60, 544
その他有価証券	165, 881
その他の金銭の信託	304
「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」 の区分に変更した有価証券	$\triangle$ 105, 642
繰延税金負債	△93, 297
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△32, 753
少数株主持分相当額	14,734
持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△15, 189
その他有価証券評価差額金	△33, 208

- 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額12,390百万円(費用)を (注) 1 除いております。
  - 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額8,770百万円(益)を含めておりま 2 す。

## (デリバティブ取引関係)

## I 前連結会計年度

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## (1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	金利先物	売建	639, 112	140, 512	244	244
金融商品	並作几個	買建	818, 082	217, 703	145	145
取引所	金利	売建	2, 062, 061	_	△469	69
	オプション	買建	2, 736, 602	_	528	△380
	金利先渡	売建	1, 694, 430	_	81	81
	契約	買建	1, 464, 022	_	△173	△173
	金利	受取固定· 支払変動	125, 562, 897	85, 180, 691	3, 094, 243	3, 094, 243
		受取変動・ 支払固定	125, 155, 579	85, 541, 044	△2, 980, 416	△2, 980, 416
店頭	スワップ	受取変動· 支払変動	28, 184, 954	21, 542, 726	27, 198	27, 198
		受取固定· 支払固定	335, 784	291, 257	△916	△916
	金利 スワップ	売建	6, 526, 954	3, 248, 896	△111,078	△84, 361
	ション	買建	4, 686, 255	2, 344, 238	101, 463	79, 378
	その仙	売建	1, 617, 888	1, 177, 554	△8, 208	△4, 593
	その他	買建	1, 214, 959	868, 912	10, 391	8, 170
	合計		_	_	133, 030	138, 688

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品	通貨先物	売建	28, 841	_	△137	△137
取引所	<b>迪</b> 貝儿初	買建	12, 035	_	$\triangle 0$	△0
	通貨スワップ	_	25, 632, 906	18, 530, 397	△110, 151	△110, 151
	為替予約	売建	29, 452, 001	736, 516	△167, 197	△167, 197
店頭	河首 17水1	買建	29, 489, 991	774, 117	△41, 970	△41, 970
	通貨オプション	売建	7, 385, 338	3, 704, 976	△353 <b>,</b> 121	31, 508
	世員 ベノンコン	買建	7, 505, 393	3, 868, 982	630, 623	300, 274
	合計		_	_	△41, 955	12, 325

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	有価証券店頭	売建	53, 494	53, 208	△4, 063	368
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	オプション	買建	53, 494	53, 208	4, 063	△368
合計			_	_	_	_

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定

オプション価格計算モデル等により算定しております。

## (4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	債券先物 金融商品	売建	264, 014		63	63
金融商品		買建	245, 485	_	△210	△210
取引所	債券先物	売建	154, 392	_	△243	295
	オプション	買建	105, 266	_	192	33
合計			_	_	△198	182

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定 東京証券取引所等における最終の価格によっております。

## (5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	商品	商品指数変化率 受取・短期変動 金利支払		90, 620	△53, 054	△53, 054
店頭	スワップ	短期変動金利 受取・商品指数 変化率支払	158, 157	109, 372	54, 772	54, 772
	商品	売建	125, 398	94, 018	△6, 990	△6, 977
	オプション	買建	125, 398	94, 018	6, 990	6, 977
合計		_	_	1, 718	1, 718	

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3 商品は主に石油に係るものであります。

## (6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	クレジット・ デフォルト・	売建	1, 781, 600	677, 570	5, 794	5, 794
店頭	オプション	買建	2, 262, 031	820, 329	△5, 498	△5, 498
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	その他	売建	4, 889	4, 889	△1, 166	△1, 166
	-C 0 기世	買建	_	_	_	_
	合計		_	_	△870	△870

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

## (7) その他(平成23年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
1	<sub>   </sub> ウェザー・		5	_	△1	1
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	店頭   ブェッー・	買建	_	_	_	_
	合計	_	_	_	△1	1

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定

オプション価格計算モデル等により算定しております。

## Ⅱ 当中間連結会計期間

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## (1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	金利先物	売建	1, 235, 005	300, 111	△766	△766
金融商品	並利兀彻	買建	743, 787	161, 998	△27	△27
取引所	金利	売建	6, 039, 313	_	△1, 185	861
	オプション	買建	3, 344, 597	_	1, 131	△890
	金利先渡	売建	1, 529, 320	_	△34	△34
	契約	買建	1, 462, 098	_	64	64
	金利	受取固定· 支払変動	112, 723, 456	76, 020, 988	3, 685, 699	3, 685, 699
		受取変動· 支払固定	110, 692, 239	75, 841, 683	△3, 585, 329	△3, 585, 329
店頭	スワップ	受取変動・ 支払変動	28, 477, 561	21, 279, 945	35, 772	35, 772
		受取固定· 支払固定	332, 547	290, 847	△10, 654	△10, 654
	金利 スワップ	売建	8, 792, 489	3, 577, 677	△141, 449	△102, 003
	ション	買建	5, 168, 358	2, 843, 850	110, 948	92, 453
	その他	売建	1, 462, 018	1, 175, 691	△6, 389	△2, 334
	てり旭	買建	1, 343, 724	1, 165, 791	12, 272	4, 698
	合計		_	_	100, 052	117, 507

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	売建	94, 733		△194	△194
	<b>迪</b> 貝儿物	買建	13, 846	154	△23	△23
店頭	通貨スワップ	_	22, 130, 111	15, 862, 116	△113, 933	△113, 933
	為替予約	売建	30, 405, 003	722, 772	752, 711	752, 711
		買建	30, 189, 234	744, 029	△875, 912	△875, 912
	通貨オプション	売建	7, 512, 077	3, 502, 981	△322, 724	49, 214
	世員 ベノンコン	買建	7, 576, 031	3, 705, 957	621, 418	285, 696
	合計				61, 342	97, 559

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	有価証券店頭 オプション	売建	86, 677	84, 813	△6, 248	△4, 985
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /		買建	86, 677	84, 813	6, 248	4, 985
	合計		_			_

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定

オプション価格計算モデル等により算定しております。

## (4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	売建	565, 671	_	618	618
		買建	415, 452	_	△954	△954
	債券先物 オプション	売建	721, 628	_	△2, 675	617
		買建	82, 366	_	657	42
店頭	債券先渡契約	売建	30, 660	_	△131	△131
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	<b>順分儿俊夫</b> 的	買建	479, 062	_	△1, 436	△1, 436
	合計	-	_	_	△3, 922	△1, 244

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定 東京証券取引所等における最終の価格によっております。

## (5) 商品関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	商品 スワップ	商品指数変化率 受取・短期変動 金利支払	141, 384	97, 382 △16, 205		△16, 205
店頭		短期変動金利 受取・商品指数 変化率支払	155, 785	106, 285	18, 582	18, 582
	商品	売建	132, 188	113, 082	△7, 759	△7, 752
	オプション	買建	132, 188	113, 082	7, 762	7, 755
	合計		_	_	2, 380	2, 380

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3 商品は主に石油に係るものであります。

## (6) クレジットデリバティブ取引(平成23年9月30日現在)

区分	分種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・ デフォルト・ オプション	売建	1, 088, 908	519, 410	△8, 977	△8, 977
		買建	1, 640, 166	804, 956	22, 382	22, 382
	その他	売建	4, 843	4, 843	△662	△662
	-C 071E	買建	_	_	_	_
	合計		_	_	12, 742	12, 742

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定 割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。
  - 3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。
- (7) その他(平成23年9月30日現在) 該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

- I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 該当事項はありません。
- II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) 該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

## 1 報告セグメントの概要

当行の報告セグメントは、最高意思決定機関である取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行は、顧客特性・業務特性に応じて事業部門を設置しており、各事業部門は対象の顧客・業務について、包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。従って、当行は、顧客・業務別のセグメントから構成されており、「リテール部門」「法人部門」「国際部門」「市場部門」及び「その他部門」を報告セグメントとしております。

リテール部門: 国内の個人に対する金融サービスの提供

法人部門: 国内の企業に対する金融サービスの提供

国際部門 : 海外の個人・企業に対する金融サービスの提供

市場部門 : 為替・資金・証券の対顧客・対市場取引及び流動性管理・資金繰り管理

その他部門: 決済・カストディ業務、出資金収支、部門間調整等

## 2 報告セグメントごとの業務粗利益及び営業純益の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結の範囲を除き、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。連結の範囲は主要な子会社を対象としております。計数は内部取引消去等連結調整前の行内管理ベースとなっております。複数のセグメントに跨る収益・費用の計上方法は、市場実勢価格をベースとした行内管理会計基準に基づいております。

## 3 報告セグメントごとの業務粗利益及び営業純益の金額に関する情報

		リテール 部門 (百万円)	法人部門 (百万円)	国際部門 (百万円)	UNBC (百万円)	市場部門(百万円)	その他 部門 (百万円)	合計 (百万円)
≱	美務粗利益	335, 697	348, 867	286, 824	141, 220	332, 175	△19, 419	1, 284, 145
	単体	283, 440	335, 425	115, 245		330, 505	△26, 464	1, 038, 151
	金利収支	238, 939	192, 194	61, 231	_	124, 688	△4, 448	612, 604
	非金利収支	44, 500	143, 231	54, 014	_	205, 816	△22, 015	425, 546
	子会社	52, 257	13, 442	171, 578	141, 220	1,670	7, 045	245, 993
経	圣費	237, 869	171, 955	177, 746	90, 994	21, 718	57, 497	666, 786
卢	営業純益	97, 827	176, 912	109, 078	50, 225	310, 457	△76, 916	617, 359

- (注) 1 一般企業の売上高に代えて、業務粗利益を記載しております。
  - 2 業務粗利益には、資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支を含んでおります。
  - 3 経費には、人件費及び物件費を含んでおります。
  - 4 当行は、内部管理上、資産(又は負債)をセグメントに配分していないため、報告セグメント別の資産(又は負債)を記載しておりません。
  - 5 UNBC (UnionBanCal Corporation) は、米国Union Bank, N. A. を子会社として保有する銀行持株会社であります。

4 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する 事項)

営業純益	金額(百万円)
報告セグメント計	617, 359
報告セグメント対象外の連結子会社の業務純益	31, 969
一般貸倒引当金繰入額	6, 079
与信関係費用	△117, 437
株式等関係損益	△35, 085
持分法による投資損益	△7, 544
退職給付費用のうち数理計算上の差異の費用処理額	△17, 440
その他	3, 646
中間連結損益計算書の経常利益	481, 546

<sup>(</sup>注) 1 与信関係費用には、貸出金償却及び個別貸倒引当金繰入額を含んでおります。

<sup>2</sup> 株式等関係損益には、株式等売却損益及び株式等償却を含んでおります。

#### Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

#### 1 報告セグメントの概要

当行の報告セグメントは、最高意思決定機関である取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行は、顧客特性・業務特性に応じて事業部門を設置しており、各事業部門は対象の顧客・業務について、包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。従って、当行は、顧客・業務別のセグメントから構成されており、「リテール部門」「法人部門」「国際部門」「市場部門」及び「その他部門」を報告セグメントとしております。

リテール部門 : 国内の個人に対する金融サービスの提供

法人部門: 国内の企業に対する金融サービスの提供

国際部門: 海外の個人・企業に対する金融サービスの提供

市場部門: 為替・資金・証券の対顧客・対市場取引及び流動性管理・資金繰り管理

その他部門 : 決済・カストディ業務、出資金収支、部門間調整 等

#### 2 報告セグメントごとの業務粗利益及び営業純益の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結の範囲を除き、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。連結の範囲は主要な子会社を対象としております。計数は内部取引消去等連結調整前の行内管理ベースとなっております。複数のセグメントに跨る収益・費用の計上方法は、市場実勢価格をベースとした行内管理会計基準に基づいております。

#### 3 報告セグメントごとの業務粗利益及び営業純益の金額に関する情報

		リテール 部門 (百万円)	法人部門 (百万円)	国際部門 (百万円)	UNBC (百万円)	市場部門(百万円)	その他 部門 (百万円)	合計 (百万円)
≱	美務粗利益	329, 867	345, 934	300, 500	135, 661	332, 197	△18, 457	1, 290, 042
	単体	280, 237	332, 467	129, 208	_	329, 418	△28, 115	1, 043, 216
	金利収支	228, 462	185, 942	67, 286	_	89, 615	4, 872	576, 179
	非金利収支	51, 774	146, 525	61, 922	_	239, 803	△32, 988	467, 036
	子会社	49, 629	13, 467	171, 292	135, 661	2,778	9, 658	246, 826
糸	圣費	229, 698	169, 439	184, 011	90, 513	21, 719	55, 961	660, 829
卢	<b>営業純益</b>	100, 168	176, 495	116, 489	45, 148	310, 477	△74, 418	629, 213

<sup>(</sup>注) 1 一般企業の売上高に代えて、業務粗利益を記載しております。

- 2 業務粗利益には、資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支を含んでおります。
- 3 経費には、人件費及び物件費を含んでおります。
- 4 当行は、内部管理上、資産(又は負債)をセグメントに配分していないため、報告セグメント別の資産(又は負債)を記載しておりません。
- 5 UNBC (UnionBanCal Corporation) は、米国Union Bank, N. A. を子会社として保有する銀行持株会社であります。

4 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する 事項)

営業純益	金額(百万円)
報告セグメント計	629, 213
報告セグメント対象外の連結子会社の業務純益	28, 437
与信関係費用	△44, 574
貸倒引当金戻入益	20, 157
偶発損失引当金戻入益(与信関連)	4, 801
償却債権取立益	22, 948
株式等関係損益	△100, 780
持分法による投資損益	4, 320
退職給付費用のうち数理計算上の差異の費用処理額	△20, 969
その他	△6, 983
中間連結損益計算書の経常利益	536, 570

<sup>(</sup>注) 1 与信関係費用には、貸出金償却を含んでおります。

<sup>2</sup> 株式等関係損益には、株式等売却損益及び株式等償却を含んでおります。

# 【関連情報】

- I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
- 1 サービスごとの情報

	銀行業	その他	合計	
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
外部顧客に対する 経常収益	1, 608, 415	47, 098	1, 655, 514	

<sup>(</sup>注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

# 2 地域ごとの情報

# (1) 経常収益

日本 (百万円)	米国 (百万円)	北米 (除米国) (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	合計 (百万円)
1, 246, 606	231, 146	2, 804	5, 888	64, 587	104, 480	1, 655, 514

<sup>(</sup>注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

# (2) 有形固定資産

日本 (百万円)	米国 (百万円)	北米 (除米国) (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	合計 (百万円)
889, 415	185, 123	74	612	4, 657	5, 835	1, 085, 720

 主要な顧客ごとの情報 該当ありません。

<sup>2</sup> 経常収益は、当行の本支店及び連結子会社の所在地を基礎として、国又は地域に分類しております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

# 1 サービスごとの情報

	銀行業	その他	合計	
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
外部顧客に対する 経常収益	1, 666, 261	48, 394	1, 714, 655	

<sup>(</sup>注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

# 2 地域ごとの情報

# (1) 経常収益

日本 (百万円)	米国 (百万円)	北米 (除米国) (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	合計 (百万円)
1, 261, 457	235, 829	3, 471	6, 717	69, 004	138, 175	1, 714, 655

<sup>(</sup>注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

### (2) 有形固定資産

日本 (百万円)	米国 (百万円)	北米 (除米国) (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	合計 (百万円)
869, 546	194, 942	85	405	3, 637	5, 790	1, 074, 407

# 3 主要な顧客ごとの情報 該当ありません。

<sup>2</sup> 経常収益は、当行の本支店及び連結子会社の所在地を基礎として、国又は地域に分類しております。

#### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

- I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 固定資産の減損損失は、報告セグメントに配分しておりません。当該減損損失は2,936百万円であります。
- II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) 固定資産の減損損失は、報告セグメントに配分しておりません。当該減損損失は2,560百万円であります。

### 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

	リテール 部門 (百万円)	法人部門 (百万円)	国際部門 (百万円)	UNBC (百万円)	市場部門(百万円)	その他 部門 (百万円)	合計 (百万円)
当中間期償却額	1, 499	0	6, 966	6, 966	_	_	8, 466
当中間期末残高	25, 327	2	245, 651	245, 651	_	_	270, 981

# Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

	リテール 部門 (百万円)	法人部門 (百万円)	国際部門 (百万円)	UNBC (百万円)	市場部門(百万円)	その他 部門 (百万円)	合計 (百万円)
当中間期償却額	92	0	7, 109	6, 975	_	_	7, 203
当中間期末残高	2, 965	0	231, 963	231, 963	_	_	234, 929

<sup>(</sup>注) 当中間連結会計期間において、報告セグメントに配分されていないのれんの償却額は88百万円であります。

#### 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

- I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 該当ありません。
- II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) 該当ありません。

# (企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) 該当ありません。

# (1株当たり情報)

# 1 1株当たり純資産額

前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)		当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)		
1株当たり純資産額	579円24銭	1株当たり純資産額	594円16銭	
(注) 1株当たり純資産額の算定上のりであります。	基礎は、次のとお	(注) 1株当たり純資産額の算定上の りであります。	基礎は、次のとお	
純資産の部の合計額 純資産の部の合計額から控除する 金額 うち少数株主持分 うち優先株式 うち優先配当額 普通株式に係る年度末の純資産額 1株当たり純資産額の算定に用い られた年度末の普通株式の数	8,907,445百万円 1,753,792百万円 1,348,627百万円 395,700百万円 9,464百万円 7,153,652百万円 12,350,038千株	純資産の部の合計額 純資産の部の合計額から控除する 金額 うち少数株主持分 うち優先株式 うち優先配当額 普通株式に係る中間期末の純資産額 1株当たり純資産額の算定に用い られた中間期末の普通株式の数	8,960,552百万円 1,622,551百万円 1,217,776百万円 395,700百万円 9,075百万円 7,338,000百万円 12,350,038千株	

2 1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額

前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		
(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日	\	(自 平成23年4月1日		
		至 平成23年9月30日		
1株当たり中間純利益金額	25円47銭	1株当たり中間純利益金額	25円65銭	
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金	金額 25円47銭	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金	<b>全額</b> 25円65銭	
(注) 1株当たり中間純利益金額及び 株当たり中間純利益金額の算定上。 おりであります。		(注) 1株当たり中間純利益金額及び流株当たり中間純利益金額の算定上のおりであります。		
1株当たり中間純利益金額		1株当たり中間純利益金額		
中間純利益	323,653百万円	中間純利益	325,944百万円	
普通株主に帰属しない金額	9,075百万円	普通株主に帰属しない金額	9,075百万円	
うち優先配当額	9,075百万円	うち優先配当額	9,075百万円	
普通株式に係る中間純利益	314,578百万円	普通株式に係る中間純利益	316,869百万円	
普通株式の中間期中平均株式数	12, 350, 038千株	普通株式の中間期中平均株式数	12, 350, 038千株	
自地体入少个间别个十岁体人数	12, 350, 056   176	自地体入り中间朔中十均体入数	12, 350, 036   1/4	
潜在株式調整後1株当たり中間純利益		潜在株式調整後1株当たり中間純利益	· ·	
中間純利益調整額	△0百万円	中間純利益調整額	△0百万円	
希薄化効果を有しないため、潜在 たり中間純利益金額の算定に含めた の概要		希薄化効果を有しないため、潜在を たり中間純利益金額の算定に含めた の概要		
連結子会社の発行する新株予約権		連結子会社の発行する新株予約権		
カブドットコム証券株式会社		カブドットコム証券株式会社		
平成18年ストック・オプショ	ン	平成18年ストック・オプション		
· 付与日 平成18年3月31日		• 付与日	平成18年3月31日	
	平成24年6月30日	• 行使期限	平成24年6月30日	
・権利行使価格	1,636円	• 権利行使価格	1,636円	
・当初付与個数	1,438個	• 当初付与個数	1,438個	
・平成22年9月末現在個数	834個	・平成23年9月末現在個数	790個	
于从22十 J J 小光红 画数	00年旧	十八五十 7 7 7 7 7 1 四 数	1.90旧	

当中間連結会計期間						
	(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)					
該当ありません。						

# (2) 【その他】

該当ありません。

#### (1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

前事業年度 当中間会計期間 (平成23年3月31日) (平成23年9月30日) 資産の部 **※**7 **※**7 現金預け金 7, 892, 503 7, 388, 587 コールローン 147, 984 120, 353 買現先勘定 ×2. **※**2 545, 449 667, 962 債券貸借取引支払保証金 ※2 ※2 751, 482 2, 034, 740 買入金銭債権 1, 964, 799 2,012,706 特定取引資産 Ж7 **※**7 6,657,614 6, 628, 185 金銭の信託 48,615 57,916 **%**1, **%**2, **%**7, **%**13 **%**1, **%**2, **%**7, **%**13 有価証券 58, 303, 309 61, 839, 746 投資損失引当金  $\triangle 56,627$  $\triangle 56,627$ **\***2, **\***3, **\***4, **\***5, **\***6, **\***7, **\***8 **\***2, **\***3, **\***4, **\***5, **\***6, **\***7, **\***8 貸出金 64, 981, 715 64, 386, 916 外国為替 1, 222, 071 1, 122, 028 その他資産 4, 277, 306 6, 935, 293 **※**9, **※**12 **※**9, **※**12 有形固定資産 872, 747 861, 148 無形固定資産 311,683 319,692 繰延税金資産 663,663 567, 365 支払承諾見返 5, 682, 078 5, 238, 946  $\triangle 712,944$  $\triangle 679,551$ 貸倒引当金 資産の部合計 153, 453, 411 159, 545, 453 負債の部 預金 105, 854, 679 103, 847, 500 譲渡性預金 8,609,042 7,672,298 コールマネー **※**7 **※**7 1, 253, 406 1, 213, 199 売現先勘定 4, 758, 873 7,067,000 <sup>\*7</sup> 614, 479 債券貸借取引受入担保金 **※**7 1, 813, 241 コマーシャル・ペーパー 122, 276 特定取引負債 4, 225, 944 4, 583, 811 **※**2, **※**7, **※**10 借用金 **※**2, **※**7, **※**10 6, 573, 203 7, 568, 356 外国為替 <sup>\*2</sup> 711, 012 **※**2 703, 346 社債 4, 207, 311 4,049,571 その他負債 3, 318, 890 7, 905, 872 未払法人税等 24,842 55, 302 リース債務 5, 787 6, 292 資産除去債務 20,726 20, 372 その他の負債 3, 267, 533 7,823,904 賞与引当金 16,965 16,505 役員賞与引当金 141 48 退職給付引当金 12,547 11,839 798 ポイント引当金 1, 120 偶発損失引当金 40,012 40, 168 特別法上の引当金 31 再評価に係る繰延税金負債 178, 321 180, 195 **※**7, **※**13 **※**7, **※**13 支払承諾 5, 682, 078 5, 238, 946 負債の部合計 146, 059, 614 152, 033, 423

(単位:百万円)

	前事業年度 当中間会計期間 (平成23年3月31日) (平成23年9月30日	
純資産の部		
資本金	1, 711, 958	1, 711, 958
資本剰余金	3, 878, 275	3, 878, 275
資本準備金	1, 711, 958	1, 711, 958
その他資本剰余金	2, 166, 317	2, 166, 317
利益剰余金	1, 744, 287	1, 886, 344
利益準備金	190, 044	190, 044
その他利益剰余金	1, 554, 242	1, 696, 300
行員退職手当基金	2, 432	2, 432
別途積立金	718, 196	718, 196
繰越利益剰余金	833, 613	975, 671
自己株式	△250, 000	△250, 000
株主資本合計	7, 084, 520	7, 226, 577
その他有価証券評価差額金	27, 110	△13, 742
繰延ヘッジ損益	65, 497	85, 012
土地再評価差額金	<sup>*12</sup> 216, 668	*12 214, 182
評価・換算差額等合計	309, 275	285, 452
純資産の部合計	7, 393, 796	7, 512, 030
負債及び純資産の部合計	153, 453, 411	159, 545, 453

中間純利益

(単位:百万円) 前中間会計期間 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 (自 平成23年4月1日 至 平成22年9月30日) 至 平成23年9月30日) 経常収益 1, 389, 980 1, 421, 902 資金運用収益 811,698 754, 468 (うち貸出金利息) 507, 579 478, 984 (うち有価証券利息配当金) 204,605 204, 377 役務取引等収益 249,619 255, 728 特定取引収益 66, 318 52, 541 その他業務収益 207, 591 312, 310 46, 853 その他経常収益 54, 753 経常費用 995, 579 1,005,387 資金調達費用 191,838 170,803 (うち預金利息) 70,605 54, 230 役務取引等費用 68,630 69,025 その他業務費用 29, 351 84, 518 営業経費 523, 206 519, 743 Ж3 Ж3 その他経常費用 182, 552 161, 296 経常利益 394, 401 416, 514 特別利益 21,838 1,696 特別損失 21, 269 6,688 税引前中間純利益 394, 971 411, 522 法人税、住民税及び事業税 16,031 73,922 法人税等調整額 96,619 65, 699 法人税等合計 112,650 139, 621

282, 320

271, 900

当中間期末残高

(単位:百万円) 前中間会計期間 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 至 平成23年9月30日) 株主資本 資本金 当期首残高 1, 711, 958 1, 711, 958 1,711,958 当中間期末残高 1,711,958 資本剰余金 資本準備金 当期首残高 1,711,958 1, 711, 958 当中間期末残高 1,711,958 1,711,958 その他資本剰余金 当期首残高 2, 166, 317 2, 166, 317 2, 166, 317 当中間期末残高 2, 166, 317 資本剰余金合計 当期首残高 3, 878, 275 3, 878, 275 当中間期末残高 3, 878, 275 3, 878, 275 利益剰余金 利益準備金 当期首残高 190,044 190,044 当中間期末残高 190,044 190,044 その他利益剰余金 行員退職手当基金 当期首残高 2, 432 2,432 当中間期末残高 2,432 2,432 別途積立金 当期首残高 718, 196 718, 196 当中間期末残高 718, 196 718, 196 繰越利益剰余金 当期首残高 468, 368 833, 613 当中間期変動額 剰余金の配当  $\triangle 142, 491$ △132, 328 中間純利益 282, 320 271,900 土地再評価差額金の取崩  $\triangle 953$ 2, 485 当中間期変動額合計 138,874 142,057 当中間期末残高 607, 243 975, 671 利益剰余金合計 当期首残高 1, 379, 041 1, 744, 287 当中間期変動額 剰余金の配当 △142, 491 △132, 328 中間純利益 282, 320 271,900 土地再評価差額金の取崩 △953 2,485 当中間期変動額合計 142,057 138, 874

1, 517, 916

1,886,344

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
r	王 平成22年9月30日)	至 平成23年9月30日)
自己株式 当期首残高	_	△250, 000
当	_	△250, 000
自己株式の取得	△250, 000	
当中間期変動額合計	△250, 000	_
<del>-</del>		△250, 000
当中間期末残高	△250, 000	∠∠250, 000
株主資本合計	C 000 975	7 004 500
当期首残高 当中間期変動額	6, 969, 275	7, 084, 520
到中間別変動領 剰余金の配当	$\triangle 142, 491$	△132, 328
中間純利益	282, 320	271, 900
自己株式の取得	$\triangle 250,000$	271, 900
土地再評価差額金の取崩	△250, 000 △953	2, 485
当中間期変動額合計	△111, 125	142, 057
当中間期末残高		7, 226, 577
ゴーロガネス同 評価・換算差額等	6, 858, 150	1, 220, 311
け画・投算左領寺 その他有価証券評価差額金		
当期首残高	260, 775	27, 110
当中間期変動額	200, 110	21, 110
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	△96, 321	△40, 852
当中間期変動額合計	△96, 321	△40, 852
当中間期末残高	164, 453	△13, 742
操延へッジ損益 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	,	
当期首残高	112, 231	65, 497
当中間期変動額	112, 201	00, 10.
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	870	19, 514
当中間期変動額合計	870	19, 514
当中間期末残高	113, 102	85, 012
土地再評価差額金		
当期首残高	217, 470	216, 668
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	953	△2, 485
当中間期変動額合計	953	△2, 485
当中間期末残高	218, 424	214, 182
評価・換算差額等合計		
当期首残高	590, 477	309, 275
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	△94, 497	△23, 823
当中間期変動額合計	△94, 497	△23, 823
当中間期末残高	495, 980	285, 452

			(十四・日/4/17/
		前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
純資産合計			
当期首残高		7, 559, 752	7, 393, 796
当中間期変動額			
剰余金の配当		$\triangle 142,491$	△132, 328
中間純利益		282, 320	271, 900
自己株式の取得		△250, 000	_
土地再評価差額金の取崩		△953	2, 485
株主資本以外の項目の当中間期変動額 額)	(純	△94, 497	△23, 823
当中間期変動額合計		△205, 622	118, 234
当中間期末残高		7, 354, 130	7, 512, 030

# 【重要な会計方針】

	当中間会計期間
	(自 平成23年4月1日
	至平成23年9月30日)
1 特定取引資産・負債の評価 基準及び収益・費用の計上基 準	金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。
2 有価証券の評価基準及び評価方法 価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1
	及び2(1)と同じ方法により行っております。 なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物 である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理して おります。
3 デリバティブ取引の評価基 準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を 期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 15年~50年 その他: 2年~20年
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、行内における利用可能期間(3年~10年)に対応して定額法により償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法
	によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証 の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としてお ります。

_		
		当中間会計期間
		(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
İ	5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金
		貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準
		に則り、次のとおり計上しております。
		破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に
		(47 ) (2 ) (2 ) (3 ) (4 ) (4 ) (4 ) (4 ) (4 ) (4 ) (4

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、 債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除 した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額 は545,565百万円(前事業年度末は692,351百万円)であります。

#### (2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会 社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

#### (3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する 賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しておりま す。

#### (4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する 賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しておりま す。

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	(5) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 (A) 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 (B) 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理
	(6) ポイント引当金 ポイント引当金 ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の 利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した 残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認める額を計上しております。 (7) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失 に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しておりま
6 外貨建の資産及び負債の本 邦通貨への換算基準	す。 外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額 を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場 による円換算額を付しております。
7 繰延資産の処理方法	社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。 また、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債 発行差金は、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱 い」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)の経過措置に基づき従前の 会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却 残高を社債から直接控除しております。
8 リース取引の処理方法	(借手側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する事業年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。また、リース資産及びリース債務は、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法により計上しております。なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	当中間会計期間
(自	平成23年4月1日
至	平成23年9月30日)

#### 9 ヘッジ会計の方法

#### (イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産及び金融負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は912百万円(前事業年度末は2,322百万円)(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は782百万円(前事業年度末は1,801百万円)(同前)であります。

#### (ロ)為替変動リスク・ヘッジ

外貨建の金融資産及び金融負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券 (債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債 務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建子 会社株式及び関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券 (債券以外)については時価ヘッジを適用しております。

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	(ハ)内部取引 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部 部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワッ プ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及 び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められ る対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せず に当中間会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っておりま す。
10 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、発生した事業年度の費用に計上しております。
11 手形割引及び再割引の会計 処理	手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引と して処理しております。

### 【追加情報】

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、企業会計基準第24号「会計上 の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(平成21年12月4日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第 24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(平成21年12月4日 企業会計基準委員会)を適 用しております。

なお、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会) に基づき、当中間会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上して おりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。

#### 【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

#### 前事業年度 (平成23年3月31日)

※1 関係会社の株式及び出資金総額1,863,162百万円 ※2 無担保の消費貸供契約により貸し付けている有価

※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価 証券が、「有価証券」に249,875百万円含まれてお ります。

消費貸借契約により借り入れている有価証券及び 買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券 等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分 できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れ ている有価証券は133,560百万円、当事業年度末に 当該処分をせずに所有しているものは1,781,760百 万円であります。

手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は815,528百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は8,045百万円であります。

※3 貸出金のうち、破綻先債権額は48,118百万円、延 滞債権額は、753,909百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、 113,208百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の 支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延してい る貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないも のであります。

※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、425,616 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建 又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利 息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債 務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債 権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない ものであります。

※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権 額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,340,853百 万円であります。

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当 金控除前の金額であります。

#### 当中間会計期間 (平成23年9月30日)

※1 関係会社の株式及び出資金総額 1,891,520百万円

※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価 証券が、「有価証券」に59,985百万円含まれており ます。

消費貸借契約により借り入れている有価証券及び 買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券 等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分 できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れ ている有価証券は443,615百万円、当中間会計期間 末に当該処分をせずに所有しているものは 5,267,544百万円であります。

手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は848,258百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は4,978百万円であります。

※3 貸出金のうち、破綻先債権額は38,519百万円、延 滞債権額は、814,594百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、58,655 百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の 支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延してい る貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないも のであります。

※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、465,160 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建 又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利 息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債 務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債 権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない ものであります。

※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権 額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,376,928百 万円であります。

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当 金控除前の金額であります。

#### 前事業年度 (平成23年3月31日)

※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産

預け金85,609有価証券484,606貸出金2,801,719

担保資産に対応する債務

百万円コールマネー480,000借入金2,788,564支払承諾85,609

上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金10,851百万円、買入金銭債権116,977百万円、有価証券18,482,483百万円及び貸出金1,031,248 百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は841,196百万円、有価証券は4,486,614百万円であり、対応する売現先勘定は4,758,873百万円、債券貸借取引受入担保金は614,479百万円であります。

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、54,133,886百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに 終了するものであるため、融資未実行残高そのもの が必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。これらの契約の多く には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の 事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる 旨の条項が付けられております。また、契約時にお いて必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求 するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手 続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契 約の見直し、与信保全上の措置等を講じておりま す。。

#### 当中間会計期間 (平成23年9月30日)

※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産

 現金預け金
 94,802

 有価証券
 1,647,524

 3,134,636

担保資産に対応する債務

百万円コールマネー530,000借用金4,234,924支払承諾94,802

上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金1,218百万円、 買入金銭債権108,302百万円、有価証券10,701,439 百万円及び貸出金727,793百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は933,400百万円、有価証券は8,929,927百万円であり、対応する売現先勘定は7,067,000百万円、債券貸借取引受入担保金は1,810,695百万円であります。

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、55,355,102百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに 終了するものであるため、融資未実行残高そのもの が必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。これらの契約の多く には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の 事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる 旨の条項が付けられております。また、契約時にお いて必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求 するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手 続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契 約の見直し、与信保全上の措置等を講じておりま す。

#### 前事業年度 (平成23年3月31日)

- ※9 有形固定資産の減価償却累計額 742,960百万円
- ※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位 である旨の特約が付された劣後特約付借入金 2,648,969百万円が含まれております。
- ※11 社債には、劣後特約付社債2,182,272百万円が含まれております。
- ※12 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行 い、評価差額については、当該評価差額に係る税金 相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債 の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価 差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。

※13 「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,151,991百万円であります。

#### 当中間会計期間 (平成23年9月30日)

- ※9 有形固定資産の減価償却累計額 747,470百万円
- ※10 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位 である旨の特約が付された劣後特約付借入金 2,375,006百万円が含まれております。
- ※11 社債には、劣後特約付社債2,026,000百万円が含まれております。
- ※12 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行 い、評価差額については、当該評価差額に係る税金 相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債 の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価 差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。

※13 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募 (金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する 当行の保証債務の額は1,912,645百万円でありま す。

# (中間損益計算書関係)

前中間会計期間	当中間会計期間		
(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日		
至 平成22年9月30日)	至 平成23年9月30日)		
※1 「その他経常収益」には、株式等売却益30,580百	※1 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益		
万円及び貸出債権等の売却に係る利益5,595百万円	5,422百万円、償却債権取立益16,567百万円、株式		
を含んでおります。	等売却益12,146百万円を含んでおります。		
※2 減価償却実施額は次のとおりであります。	※2 減価償却実施額は次のとおりであります。		
有形固定資産 (リース資産を除く) 22,819百万円	有形固定資産 (リース資産を除く) 22,135百万円		
無形固定資産 (リース資産を除く) 36,616百万円	無形固定資産 (リース資産を除く) 38, 224百万円		
リース資産 660百万円	リース資産 1,059百万円		
※3 「その他経常費用」には、株式等償却81,383百万	※3 「その他経常費用」には、貸出金償却29,004百万		
円、貸出金償却55,553百万円及び株式等売却損	円及び株式等償却106,216百万円を含んでおりま		
21,419百万円を含んでおります。	す。		

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
第一回第二種優先株式		100, 000	_	100,000	(注)
第一回第四種優先株式	79, 700	_	_	79, 700	
第一回第七種優先株式	21,000	_	_	21,000	
合計	100, 700	100,000	_	200, 700	

- (注)第一回第二種優先株式の自己株式の増加100,000千株は、取得条項に基づき全数を取得したことによる増加であります。
- II 当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

				( )	- 1 VK)
	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
第一回第二種優先株式	100, 000		_	100,000	
第一回第四種優先株式	79, 700		_	79, 700	
第一回第七種優先株式	21,000	_	_	21,000	
合計	200, 700	_	_	200, 700	

(リース取引関係)

- 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するファイナンス・リース取引
- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額前事業年度(平成23年3月31日)

(借手側)

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	年度末残高相当額 (百万円)
有形固定資産	54, 827	41, 847	12, 979
無形固定資産	527	416	110
合計	55, 354	42, 264	13, 090

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が 低いため、支払利子込み法によっております。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(借手側)

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末 残高相当額 (百万円)
有形固定資産	40, 914	32, 105	8, 808
無形固定資産	182	106	76
合計	41, 097	32, 212	8, 885

- (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末 残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。
  - (2) 未経過リース料期末残高相当額

(=) ////==	1 12/3/1 //241/3 11/1 = 12/1	
	前事業年度 (平成23年3月31日) (百万円)	当中間会計期間 (平成23年9月30日) (百万円)
1年内	6, 455	4, 047
1年超	6, 642	4, 837
合計	13, 097	8, 885

- (注)未経過リース料中間会計期間末(年度末)残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末(年度末)残高が有形固定資産の中間会計期間末(年度末)残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。
  - (3) 支払リース料及び減価償却費相当額

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) (百万円)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) (百万円)	
支払リース料	6, 058	3, 708	
減価償却費相当額	6, 057	3, 708	

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

	前事業年度 (平成23年3月31日) (百万円)	当中間会計期間 (平成23年9月30日) (百万円)
1年内	16, 979	17, 675
1年超	85, 894	81, 344
合計	102, 874	99, 020

# (貸手側)

	前事業年度 (平成23年3月31日) (百万円)	当中間会計期間 (平成23年9月30日) (百万円)
1年内	126	110
1年超	552	501
合計	679	612

### (有価証券関係)

# I 前事業年度(平成23年3月31日現在)

# ○子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	22, 185	22, 185	
関連会社株式	76, 130	69, 754	△6, 376
合計	98, 316	91, 939	△6, 376

- (注)1 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
  - 2 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	1, 694, 505
関連会社株式	70, 340
合計	1, 764, 846

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

### Ⅱ 当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

# ○子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	22, 185	16, 951	△5, 233
関連会社株式	76, 130	60, 706	△15, 423
合計	98, 316	77, 658	△20, 657

- (注)1 時価は、中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。
  - 2 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	1, 717, 361
関連会社株式	75, 842
合計	1, 793, 203

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の 「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

#### (1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成23年4月1 至 平成23年9月30	•
1株当たり中間純利益金額	22円12銭	1株当たり中間純利益金額	21円28銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 ―		潜在株式調整後1株当たり中間純利益	<b>左金額</b> —
(注)1 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、 次のとおりであります。		(注)1 1株当たり中間純利益金額の 次のとおりであります。	)算定上の基礎は、
1株当たり中間純利益金額		1株当たり中間純利益金額	
中間純利益	282,320百万円	中間純利益	271,900百万円
普通株主に帰属しない金額	9,075百万円	普通株主に帰属しない金額	9,075百万円
うち優先配当額	9,075百万円	うち優先配当額	9,075百万円
普通株式に係る中間純利益	273,244百万円	普通株式に係る中間純利益	262,825百万円
普通株式の中間期中平均株式数	12,350,038千株	普通株式の中間期中平均株式数	12, 350, 038千株
(注)2 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。		(注)2 潜在株式調整後1株当たり中いては、潜在株式が存在しないりません。	

#### (重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当ありません。

# (2) 【その他】

中間配当

平成23年11月14日開催の取締役会において、第7期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

中間配当金総額 81,817百万円

1株当たりの中間配当金

普通株式 5円89銭

第一回第六種優先株式 105円45銭

第一回第七種優先株式 57円50銭

# 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

# (1)有価証券届出書及びその添付書類

提出日	提出先		
平成23年7月1日	関東財務局長		
平成23年8月26日	関東財務局長		

# (2)有価証券届出書の訂正届出書

提出日	提出先	
平成23年7月13日	関東財務局長	平成23年7月1日提出の有価証券届出書の訂 正届出書であります。
平成23年7月15日	関東財務局長	平成23年7月1日提出の有価証券届出書の訂 正届出書であります。
平成23年9月1日	関東財務局長	平成23年8月26日提出の有価証券届出書の訂 正届出書であります。
平成23年9月16日	関東財務局長	平成23年8月26日提出の有価証券届出書の訂 正届出書であります。

# (3)発行登録追補書類及びその添付書類

提出日	提出先
平成23年4月12日	関東財務局長
平成23年6月3日	関東財務局長
平成23年7月8日	関東財務局長
平成23年7月8日	関東財務局長
平成23年10月13日	関東財務局長

# (4)訂正発行登録書

提出日	提出先
平成23年5月2日	関東財務局長
平成23年5月17日	関東財務局長
平成23年6月24日	関東財務局長
平成23年6月29日	関東財務局長
平成23年7月7日	関東財務局長

# (5)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

提出日	事業年度	提出先	ı
平成23年6月29日	第 6 期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	関東財務局長	

# (6)臨時報告書

提出日	提出先	
平成23年4月28日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条 第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく 臨時報告書であります。
平成23年 5 月17日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条 第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく 臨時報告書であります。

# 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

平成23年11月25日

株式会社 三菱東京UFJ銀行 取締役会 御中

# 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	暮	和	敏	<b>(1)</b>
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野	中		俊	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福	井	良	太	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	谷	幸	弘	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成23年11月25日

株式会社 三菱東京UFJ銀行 取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	暮	和	敏	Ø
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野	中		俊	(FI)
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福	井	良	太	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	谷	幸	弘	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する 意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に 準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の 有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得 るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて 監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又 は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手 続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意 見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監 査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、 中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も 含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了す る中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示してい るものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5の2第1項

【提出日】 平成23年11月29日

【会社名】 株式会社三菱東京UFJ銀行

【英訳名】 The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.

【代表者の役職氏名】 頭取 永 易 克 典

【最高財務責任者の役職氏名】 該当ありません

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【縦覧に供する場所】 本店のほかに該当ありません

# 1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行頭取永易克典は、当行の第7期の中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)の 半期報告書に記載した事項について確認したところ、全ての重要な点において、金融商品取引法令に基づ き適正に記載されており、虚偽の記載及び記載すべき事項の記載漏れはありません。

# 2 【特記事項】

当行は、平成23年11月25日に情報開示委員会を開催し、記載内容の適正性について確認しました。